

「西間島問題」に関する序論的研究

— いわゆる「三矢協定」との関連において —

李^イ 盛^{スン} 煥^{ハク}

はじめに

一、西間島と朝鮮人

二、西間島の「朝鮮独立運動根拠地」構想

三、日本の「間島出兵」と「朝鮮人問題」

(一) 間島出兵

(二) 取り締まり体制としての国境警備問題

四、「西間島問題」の台頭

五、「三矢協定」と領事館分館設置問題

(一) 朝鮮総督府と三矢協定

(二) 帽児山領事分館設置問題と中国

おわりに

はじめに

一般に朝鮮では、豆満江以北吉林省の延吉道地方を(北)間

「西間島問題」に関する序論的研究

島と呼んでいるが、それに対置する意味として、通常「白頭山以西鴨流江下流ニ至ル沿境支那領ヲ総稱¹⁾」して西間島と呼称しており、「奉天省東辺道」の管轄に属していた。このように、西間島の範圍は必ずしも明確ではなく、同地は朝鮮と鴨流江を隔て地理的に密接な關係にあつた。

従来この地方は間島と共に、朝鮮と中国との間の所屬不明の中立地帯として、比較的近代に至るまで両国が一般人の開拓移住を禁止していた「封禁地域」であり、また政治的には兩國の直接衝突を防ぐ緩衝地帯としての意味を有していたのである。²⁾

西間島への朝鮮人の移住時期は明確ではないが、本格的な移住が始まったのは、間島への移住と殆ど同じ時期の李朝末期からであり、特に朝鮮と中国が同地域に対して開放政策を実施してからである。朝鮮人の間島と西間島への移住は、主として地理的に両地方と密接な關係にある朝鮮北部の咸鏡道と平安道の人

たちによって行われたが、彼らが移住した最も基本的な原因は、干水害の被害によって生じた貧困等の経済的理由であった。こうした彼らの移住は、一九一〇年の「日韓併合」による植民統治が始まってから増えているが、特に日本の朝鮮国内での弾圧を逃れるための政治的移住が急増していた。³⁾ その結果、西間島には、多くの朝鮮人が開拓居住することになり、日本領事館の調査によると、一九二五年現在約一四三、八九四人が居住していたといわれている。ちなみに、安東領事館管轄下の在留日本人は、一九二五年現在一八、〇九〇人であった。⁴⁾

他方、中国人の西間島への移住は、一八六六年中国政府が西間島に対する開放政策を実施してからであり、主として山東省の人たちによって集中的に行われたのである。中国側の西間島開放は、間島の開放より約十四年早いものであり、間島ではいち早く朝鮮人による集中的移住が行われたのに対して、殆ど同じ時期西間島は主に中国人の進出をみていた。その結果、西間島における総人口のうち朝鮮人の占める割合は相対的に低く、一九二五年現在朝鮮人の占める割合は約一七%に過ぎなかったといわれている。すなわち、間島では朝鮮人が総人口の約八〇%を占めていたのと比べ、西間島は人口の民族構成において、それとは全く逆の関係にあったのである。

以上のような朝鮮人の移住と併せて、西間島と間島は日本の朝鮮侵略とはほぼ並行して、朝鮮民族主義運動の根拠地になって

いた。「日韓併合」、「一独立万歳運動」等を通じて、多くの朝鮮人が同地へ避難すると同時に、朝鮮国内の反日運動はこれらの地域に波及し、間島と西間島における反日運動の昂揚は逆に朝鮮国内にも影響を与えるようになった。このように間島および西間島における朝鮮人社会の動向は、朝鮮本国との密接な政治的関係を有していた。

一九二〇年、日本の間島出兵の結果、間島では民族主義に代わり共産主義が台頭しており、同時に西間島は満州における最も強固な民族主義運動の地盤になり、その軍事的支柱を提供していたのであった。このような両地方における朝鮮民族の政治運動は、日本の朝鮮植民地支配を脅かし、とりわけ一九二〇年代における西間島での民族主義運動は、隣接する朝鮮国内の独立運動と相呼応してその重要性を増していった。

しかし、間島には領事警察を根幹とした朝鮮人に対する支配体制が形成されていたが、西間島では安東領事館が存在しているのみで実際、日本は反日朝鮮人を統制し得る手段をもっていなかったのである。こうした意味で、日本にとって一九二〇年代始めにおける「西間島問題」―西間島における朝鮮人の政治的動向に関する問題―は、「間島問題」以上に重要なものであったといえよう。このような状況の中、一九二五年六月十一日、三矢宮松朝鮮総督府警務局長と于珍奉天省警務処長との間に西間島朝鮮人取り締まりに関するいわゆる「三矢協定」が締結さ

一、西間島と朝鮮人

前記のように朝鮮と中国の西間島開放政策の実施以後、一九〇〇年に朝鮮北部で発生した凶作のため、朝鮮人が大量に西間島に移住することになった。その結果、朝鮮側は一九〇一年鴨綠江右岸一帯地域を二十八面に区画し、江界、楚山、慈城および厚昌等の四郡に編入させ、朝鮮移住民に対する行政的保護措置を実施した³⁾。この朝鮮側の措置は、西間島に対する朝鮮人の基本認識を最もよく表しているものとして注目し得る。つまり、朝鮮人には間島と同様所屬不明の無人地たる西間島に対しても、自分達の手によって開拓した自國の領土であるという認識があった。こうした朝鮮人の西間島認識により、朝鮮人の西間島への移住は、単なる自国内の地域間の移動を意味していたのであり、それは同地への朝鮮人の移住を一層促進した重要な要因にもなったのである。

そして一九〇七年朝鮮政府は、輯安の対岸高山鎮に西辺界管理司を設置して、徐相懋を西辺界管理使に任命し、さらに一九〇一年には管内に自治組織である郷約を設け（郷約所を輯安縣大平溝に置く）、李容泰議政府參贊を郷約長に任命して西間島の朝鮮人に対する本格的な保護政策を実施した。この間、一八九七年に約三万七千名であった朝鮮人居住者は、一九〇三年には四万五千六〇〇名に増加していた⁴⁾。

他方、中国側も同地に山東省を中心とした移住民が増加することによって、一八七六年に安東縣、翌年に寬甸縣、懷仁縣、通化縣などを設け鳳凰庁に直屬させ、西間島地方開拓政策を本格的に押し進めた。そして一九〇三年には通化縣を分け臨江、輯安の兩縣を新たに設けた。

以上のような朝中兩國人の西間島への移住とそれに伴う兩國政府の保護政策実施の結果、西間島では兩國の支配力が重なり合う面もあった。しかし間島と異なり、西間島においては、兩國の間に国境紛争等を含めた基本的対立が生じることがなかった。その理由としては、主として、朝鮮政府の退嬰的な対西間島政策と、同地における兩國人を取り巻く地理的条件の二点があげられよう。

第一、間島とは対照的に、朝鮮は西間島に対する領土権を中国に積極的に主張することがなかった。朝鮮政府の対間島政策は領土権の確保が最も重要な政策目的になっており、また西間島と違ひ間島で行った朝鮮側の一連の移住民保護措置は、朝鮮側の間島領土権主張の有力な根拠の一つにもなったのである。しかし、上記の西間島に対する朝鮮側の種々の措置は、朝鮮人保護の必要に迫られて採られた臨時措置に過ぎず、これらの措置が直ちに西間島全体に対する朝鮮側の領有権主張と直接結び付くものではなかったのである。したがって中国にとって、領土権の主張を伴わない朝鮮人の西間島進出は、未だ十分な開

墾の余地が残されている限り、現実的な脅威とはならなかったといえよう。

朝中両国間において間島に対する領土権紛争が生じた直接の原因は、一七一年白頭山に建てられた定界碑の「東為土門西為鴨綠」という記録の中、「土門」江は豆満江であるか否かに由来している。この記録を間島領有権主張の基本的な根拠にして、朝鮮は「土門」江(白頭山から発する松花江の一支流として豆満江の以北にある)以下の地域、いわゆる間島地方を朝鮮の領土と見做していたのであった。これに対して中国側が、土門江即ち豆満江であると主張することで、両国の主張は真つ向から対立し、その結果朝中両国の間には間島地方の領有をめぐる国境紛争、いわゆる「間島問題」が発生したのであった。しかし、白頭山を境にした西側―西間島地方―については、朝中両国は鴨綠江国境線に関して異論を唱えなかった。言い換えれば、朝鮮が西間島方面に対する鴨綠江境界線を否定することは、朝鮮自ら白頭山定界碑を否定することになり、定界碑を最も有力な根拠にして主張していた間島領有権に関する正当性を失ってしまう恐れがあったからである。この意味において朝鮮にとつて間島と西間島の領土権問題は表裏一体をなすものであったといえよう。朝中両国間の国境問題が間島を中心に展開されるにつれて、朝鮮人保護のため西間島に設けられていた郷約が、一九〇七年に廃止されたのはこうした背景からであろう。

「西間島問題」に関する序論的研究

第二、現地において両国の移住者間に直接的な利害の対立が生じなかったことである。その主な原因は、朝中両国の移住者の移住経路が異なっていたので、両国移住者の開拓地域の重なる場合が殆どなかった。ためであるすなわち、主に山東省の人たちによって行われた中国側の移住は、鴨綠江下流の安東縣から始まり、寬甸、通化、臨江等の上流地域へと進行していったのである。他方、朝鮮人の西間島進出は、鴨綠江上流の臨江・輯安の両縣から下流の安東縣へと発展していったのである。⁽¹¹⁾その結果、西間島は、鴨綠江上流地域は朝鮮人が、下流地域は中国人が占めるといふ分布状態を示し、両国移住者が直接衝突することは殆どなく、それ故に利害対立が生じなかったといえよう。こうした両国人の分布状態を一九一一年六月、木部守一安東領事は、「鴨綠江右岸調査復命書(第一次)」のなかで、「清国人ノ在住者多キ地方ニハ(朝鮮)移住民ノ居住者少数ニシテ両者在住者ノ割合転比例」し、安東縣及び鳳凰庁管内には朝鮮人が少なく、輯安縣、臨江縣には朝鮮人が多く居住していると報告していた。⁽¹²⁾

以上の理由により西間島問題は朝中両国政府間の懸案とはならず、さらに現地での両国人間の対立も生じることなく、両国の移住者がある程度自由に移住開墾し共存することができたのである。

しかし、このような両国人の共存状態は、日露戦争後間島開

題への日本の介入を転機に新たな展開を見せるに至った。その背景には、間島と同様西間島でも朝鮮と中国の間の国境線が未だ明確でなく、その上移住朝鮮人が多数居住していたため、朝鮮人の保護を名目に間島占領を企図していた日本が、その間島侵略政策を西間島にも拡大する可能性(再出間島の第二問題)があるという中国側の危機認識があつた。⁽¹⁵⁾この危機認識から中国側は、日本の間島派出所設置一年後、一九〇八年九月、鴨綠江上流地方に長白府を設置し、鴨綠江上流地域開発に着手すると共に、鴨綠江方面に対する国境警備を強化し日本の西間島進出に備えた。さらに中国側は、朝鮮人に対して統制を強化し、日本の進出の名目をなくすと同時に、西間島方面における支配体制の強化をはかった。

こうした中国側の西間島に対する支配力は、日韓併合と前後してさらに強化された。中国は、「鴨綠江沿岸付近ハ昔時韓國ノ領土タリシヲ以テ日韓併合ノ結果日本ハサラニ進ンテ同沿岸清國地ヲ併合セントスル」との危機感を抱き、「防御策トシテ義兵團ヲ組織スル」と共に、一九一〇年九月には、長白府駐屯軍を増加するなど、西間島への日本勢力浸透を阻止するための具体的措置をとつた。⁽¹⁵⁾これら日本勢力の浸透を防ぐため採られた「清國官憲ノ鴨綠江沿岸警備ニ伴フ結果⁽¹⁶⁾」、西間島では、完全に中国の独占的支配体制が確立されることになり、それは朝鮮の支配力が排除されるという状況をもたらしたのであつた。した

がつて、西間島における朝鮮人は完全に中国の統治権の下に属することになり、中国の朝鮮人に対する政策如何によつて朝鮮人の存在形態は大きく左右されることになつたのである。

西間島におけるこうした中国側の独占的支配体制の確立は、次の点において西間島朝鮮人の土地所有をより一層困難なものにしたと考えられる。一般に満州における朝鮮人の土地所有は、開拓初期時代においては、中国政府の統治力が辺境まで及ばなかつたということもあつて、無主地の開墾により自然に取得できた。しかし、中国政府の満州開発政策にもなつた支配体制の確立の結果、未墾地が公有地になり自由な開墾は禁止された。西間島においても中国の支配権が確立されるにつれて朝鮮人の自由な土地開拓は禁じられると共に、土地所有権が中国人のみに許可されたので、朝鮮人は土地の払い下げおよび所有権獲得の対象から排除されることになつたのである。

以上のような土地所有関係は、その殆ど大部分が農業に従事していた西間島朝鮮人の生活状況を大きく規定するものであつたといえよう。つまり西間島では、「所有者ナキ土地皆無ニシテ(朝鮮人)移住民ハ総テ清國地主ニ就キ土地ヲ借受サル得ナ」い小作人となり、「普通小作人ニアリテハ三乃至五割迄ノ收穫物ヲ地主ニ納付スル⁽¹⁸⁾」という農業生活を強いられたのであつた。その結果西間島では、中国人地主対朝鮮人小作人という農業経営状態が形成され、それは直ちに民族問題を媒介にして

複雑な階級的・民族的対立を内包するに至った。さらに西間島では、「一般ニ土地所有權ナキヲ以テ數年力耕生活ニ裕ナルニ至レハ敢テ夫レ以上ヲ欲セス唯口腹ノ慾ヲ充タシ徒ニ惰眼ヲ貪ルニ過キス」⁽²⁰⁾という朝鮮人の生活状況を生み出したのである。

西間島での中国側の統治権の確立は、西間島における朝鮮人の分布状況にも影響を及ぼした。すなわち、中国側が「未開ノ地ヲ開闢シ耕地トナス關係上」朝鮮人は、「漸次山奥ニ逐ハ」れ「平地ニ居住スル支那人トハ疎密相反シ溪谷ノ深サニ從テ其ノ數ヲ増ス」⁽²¹⁾ことになり、西間島において西国人の社会がそれぞれ隔離されるという状況を現すに至ったのである。以上のような朝鮮人の地理的分布状態と小作という階級的同一性は、西間島朝鮮人が中国社会に同化されず民族の統一性を保ちながら反日民族主義運動を長期間持続させた原動力にもなったと考えられる。また、こうした中国社会と朝鮮人社会の隔離は、前記のような農業経営状態により生じる両者間の基本的対立はあったとしても、西国人間の直接的対立の顕在化を少なくした原因にもなったと考えられる。

二、西間島の「朝鮮独立運動根拠地」構想

朝鮮人の西間島への移住については前節で述べた通りである。しかし朝鮮人にとって西間島は、単にそこが移住の余地を与えたということだけではなく、日本の朝鮮侵略とほぼ並行し

て朝鮮独立運動の有力な一つの根拠地⁽²²⁾になっていたという点で、より大きな意味を有していた。西間島が、朝鮮独立運動の根拠地として認識された理由は、第一に、西間島は鴨綠江に並行して朝鮮と國境を接しているという地理的条件にあった。第二に、朝鮮人の移住民がこれらの地域にかなり集中しており、民族的基盤が形成されていたという社会的条件である。第三に、最も決定的な要因として、まだ日本の勢力がこの地域に浸透していなかったので、朝鮮国内に比べ相対的に自由な独立運動の展開が可能であったという政治的条件があった。

以上のような条件のうち、対日闘争遂行上の地理的および民族的基盤においては、間島も殆ど同じ条件を備えており、特に後者については朝鮮人が全人口の約八〇%を占めている間島の方がむしろ西間島より有利であったといえよう。にもかかわらず、反日独立運動の根拠地として間島ではなく西間島が登場したのは、一九〇七年の間島派出所設置以来、間島には日本の警察が常駐し、同地での朝鮮人の独立運動を制約していたからである。こうした意味で中国の独占的支配体制が確立され、日本の影響力が及んでおらず、さらに前記のような諸条件を備えている西間島が独立運動の根拠地として重要視されるに至ったのである。

西間島の朝鮮独立運動根拠地構想が本格化したのは、一九〇九年の春頃であり、この運動の中心的役割を果たしたのは、当

時朝鮮における最大の反日秘密結社たる「新民会」であった。新民会は、一九一〇年三月の幹部会議で、日本の統治力が及ばず、国内進入が容易な地域に独立運動の根拠地を構築するという基本方針を決定した。⁽²³⁾このとき最も有力な候補地としてあげられたのが、「清国内西間島」であり特に白頭山付近であった。また、この会議では根拠地建設の主体となる人々を国内から募集し、移住させるという計画も立てられた。

この基本方針に基づき新民会は、一九〇九年十月から一九一〇年十二月にかけて計五回に亘る視察団を西間島に派遣し、一九一〇年十二月、京城で第三次「西間島移住会議」を開催、翌年春には第一期の大移住を実施することを決めた。⁽²⁴⁾一九一一年一月、慶尚北道安東の李相龍が柳河縣三源堡に移住したのはその一員としてであり、さらに、日韓併合と前後して政治的理由によって多くの朝鮮人が満州方面に移住したのは、上記の新民会の計画とは直接関連がないとしても、同様の目的をもって行われたものと見るべきであろう。そして、新民会は西間島朝鮮人社会を母体にして、一九一一年四月、柳河縣三源堡に自治組織たる「耕学社」と、反日運動のための軍隊の士官養成機関として「新興講習所」を創設し、根拠地建設を具体的に推進した。

また、西間島では、一九一三年十一月、李東輝が長白縣長白衛に設立した韓僑中学校をはじめ、一九一六年現在、朝鮮人社

会に七十六の学校を設立し、二千人以上の学生に民族教育を実施していた。⁽²⁵⁾これらは西間島を中心にした朝鮮独立運動根拠地構想を実現するための一環であったといえよう。

しかし、新民会が主導した西間島の朝鮮独立運動根拠地建設の構想は、それを阻止するため総督府が捏造した「安明根事件」、「安岳事件」、「梁起鐸等保安法違反事件」等の一連の事件⁽²⁶⁾と、とりわけ一九一一年九月の「寺内総督暗殺未遂事件」⁽²⁷⁾で鴨綠江岸の平安南・北道を始め全国で約六〇〇〇〜七〇〇〇余名にのぼる新民会会員が大量に検挙されたことで、結局、失敗に終わってしまった。つまり、総督府のこれらの陰謀により新民会の組織は殆ど破壊され、その結果、西間島での根拠地建設のための国内支援体制が崩れ、新民会の計画は挫折したのである。

これと並行して、外務省は日韓併合直後から西間島朝鮮人問題に関する検討を進めていた。外務省が西間島朝鮮人問題に対する検討を始めたのは、日韓併合と前後して大量に行われた朝鮮人の西間島への移住に伴った中国側の朝鮮人に対する統制強化と一応直接の関係があった。すなわち、日韓併合を満州併合にいたる筋骨をもった日本帝国主義の中国侵略の第一段階にすぎないと認識していた中国は、日本の朝鮮侵略の結果もたらされた西間島への朝鮮人移住者の増加を「日本ハ朝鮮人移住民ヲ利用シテ之等二地方ヲ併合セント企図」⁽²⁸⁾するものと見做し、朝鮮人に対する統制を強化したのであった。

一九一〇年六月十日、中国が、朝鮮人の最も多く居住している輯安縣において「管理韓民章程」を公布し、戸籍調査を実施するなど朝鮮人に対する管理体制を強化すると同時に「移住韓民ニ弁髪セシメ帰化ヲ強要」し朝鮮人同化政策を実施する一方、「韓國章程ニ尊ハス境ニ入り或ハ私ニ自ラ境ニ入ルモノ一律ニ境外ニ驅逐ス」るとの方針を明らかにしたのも、こうした背景からである。このような中国側の朝鮮人統制政策は、「満州内地ニ於テ農業ニ従事スル韓民ヲ驅逐スヘキ旨奉天総督ヨリ全省五十六縣ノ地方官ニ訓令」⁽²⁹⁾することで、さらに拡大強化された。韓國統監府（日韓併合により九月から朝鮮總督府に変わる）は、八月六日、以上のような中国側の朝鮮人に対する措置を、「韓清通商条約ノ規定ニ違反スル」ものであると判断し、外務省にその実情の調査と「清國政府へ可然御交渉」を行うことを要請した。⁽³¹⁾

外務省は、この要請を受けて、一九一〇年九月、古岡彦一問島頭道溝副領事を西間島に派遣し、朝鮮人の生活及び中国側の朝鮮人に対する措置の実態を調査させると共に、一九一一年六月には、竹内徳太郎を「鴨流江上流移住朝鮮人情況ニ関スル連絡通信者囑託」⁽³²⁾に採用し、西間島朝鮮人問題に対する具体的対応策を検討した。また、同年四月、木部守一安東領事は、朝鮮人移住者の増加が西間島での「排日者ノ増減ニ影響」すること指摘した上、朝鮮人保護のため「鴨流江」上流主要ノ都邑

「西間島問題」に関する序論的研究

少クモ二三個所ニ統監府ノ設置セララルル以前スラ朝鮮国内地ニ設置シ居ルタル如キ警察官派出所様ノモノヲ設置スルノ必要アル」⁽³⁴⁾ことを小村寿太郎外相に具申ししていた。

その結果、外務省は同年八月に「清國領土内ニ於ケル朝鮮人ニ関スル件」⁽³⁵⁾と題する西間島朝鮮人問題に関する中国側との交渉案をまとめた。この交渉案は、長白府、臨江、外溝、通化等を開放することと、「未開放地ニ在ル朝鮮人ノ取扱ヒハ未開放地ニ在ル日本人ノ例ニ依ルコト」を骨子とする四項目からなっていた。この交渉案に基づき、外務省と中国との間に實際交渉が行われたかどうかは不明だが、この交渉案は、西間島朝鮮人問題に対する外務省の基本認識を浮彫りにしているものとして次の点で特記すべきである。

第一に、この交渉案は、一九〇九年九月に締結されたいわゆる「間島協約」⁽³⁶⁾と内容的にはほぼ一致していた。これは、西間島にも間島同様、日本の領事館を開設し、警察を常駐させることで朝鮮人に対する直接支配体制の確立を意図したものとして、いわば西間島の「間島化」ないし西間島と間島の一体化政策ともいうべきものであった。第二に、外務省の交渉案の作成は、新民会の西間島根拠地構想と時期的にはほぼ一致していた。これは前記の新民会の計画を阻止するため採られた總督府の措置と軌を一にしているといえよう。要するに、總督府の一連の陰謀が新民会の計画を阻止するための朝鮮国内の対応であるとすれ

は、外務省の構想は―その因果関係は別として事実関係からい
えば―その対外的政策であったのは否めないと考えられる。

また、一九一二年十一月二十六日に公布された勅令第四十八
号により間島並びに安東の領事官がそれぞれ朝鮮総督府事務官
を兼任することになり、また一九一四年には総督府事務員が安
東領事館に派遣された⁽³⁷⁾。これらの措置は、上記の日本の西間島
政策と軌を一にするものであり、総督府と外務省が協調して西
間島朝鮮人に対する統制を有効に進めるためのものであった。

以上のように、新民会を中心とした西間島の朝鮮独立運動根
拠地構想は一時的に崩壊してしまい、以後一九一〇年代におけ
る朝鮮民族の反日独立運動は、主として間島を中心に展開され
ることになる。間島では、西間島における独立運動根拠地構想
のような組織的な計画はなかったが、日本の間島侵略がいち早
く始まっていたこともあって李範允らによって折から対日武装
闘争が展開されていた。また、間島朝鮮人社会は、「聖民会」
「聖民教育会」などを中心に日本の間島および朝鮮支配に対抗
するため、民族教育と「朝鮮人自治活動」を展開していた。「二
十一ヶ条要求」の作成過程において日本の陸軍中堅層によって
「間島租借論」⁽³⁸⁾が台頭していたのは、こうした折から形成され
ていた間島の朝鮮民族主義運動に対応するためであったのであ
ろう。

その上、間島が一九一〇年代朝鮮人の反日運動の策源地にな

ったのは、次のような政治的条件があったからである。

一九一五年の二十一ヶ条要求により日本は、中国に日本人と
同様に在朝鮮人に対する治外法権を主張し、朝鮮人に対する統
制を強化しようとした。しかし中国は、間島に関して特殊条約
としての間島協約が存在する限り、間島朝鮮人に対する管轄権
は中国に属すべきであると主張すると共に、間島を「二十一ヶ
条」の適用地域外と設定して日本に対抗した⁽⁴⁰⁾。その結果、間島
では朝鮮人に対する日中両国の統治権が重なり合うことになっ
た。こうした日中間の政治的対立は、一方においては朝鮮人に
対する両国の統制力を弛緩させることになり、さらに政治的対
立によって生じる日中官憲の間隙で間島は朝鮮人にとって「一
の緩衝地帯を形成」し、政治的安全地帯を提供することにもな
ったのであった⁽⁴¹⁾。

以上のように、他の地方には見られない間島の政治的特殊性
は、「我（日本）政策ニ不満ヲ抱ケル朝鮮人ハ益々間島ニ集マ
リ同地ヲ以テ排日運動ノ策源地トスル」⁽⁴²⁾結果をもたらし、間島
は一九一〇年代において満州の中で最も強固な朝鮮人の独立運
動の策源地になっていたのであった。このような傾向は、一九
一二年の「日露政治犯引渡協定」⁽⁴³⁾の締結と一九一八年の日本
のシベリア出兵の結果、「露領モ身ヲ避クル安全地帯ニ非ス」
「（日本）派遣軍ノ監視嚴重ナリシヨリ行動意ノ如クナラス漸次
（シベリア方面から）支那領ニ遁入」⁽⁴⁴⁾してきた「不逞鮮人」が

間島方面に集中したことで、さらに拍車がかげられた。

要するに、朝鮮と国境を接し朝鮮人移住者が多く居住していた西間島およびシベリアでの反日運動が上記の理由によって制約されたことと相まって、日本の中国侵略政策によって形成された間島での政治的特殊条件が、間島を朝鮮民族の根拠地としたのであった。

三、日本の間島出兵と「朝鮮人問題」

(一) 間島出兵

日本帝国主義支配下における朝鮮人の国外での独立運動に最も大きな影響を与えたのは、一九一九年朝鮮国内で起こった「三・一独立万歳運動」であった。国内における三・一運動は、日本の武力弾圧によって一応鎮圧されることになったが、その影響は海外に波及し、国外における朝鮮独立運動を高揚させた。具体的にはそれは、上海臨時政府を組織させる原動力になったばかりでなく、折から形成されていた間島並びに西間島での朝鮮人の反日運動を激化させた。三・一独立万歳運動を契機に、間島朝鮮人社会は反日運動を組織化し、それを基礎にいわゆる「間島独立軍」という数多くの反日武装運動団体を創出させ、「数万の壮丁を募集して組織的に兵式体操を教練し」朝鮮独立のための対日戦争に備えていた。一九二〇年の春に李東輝、柳東説、申采浩等が「露領、東清鉄道沿線地方、間島、瑛

春及西間島地方ニ散在スル同志ヨリ二万人ヲ募リ朝鮮内地ニ進入シ武力示威運動ヲ開始スル」という作戰計画を押し進めていたのはこうした背景によるものであった。

こうした国境接壤地域における反日気運の高まりと反日団体の国境進攻作戦の展開は、いち早く鎮圧されていた朝鮮国内の反日独立運動に影響を与え、日本の朝鮮植民地支配体制を直接脅かすに至った。一九二一年一月、吉林督軍（張作霖）顧問斎藤恒大佐が陸軍中央部および朝鮮総督に提出した「対間島策」の中で、間島での朝鮮人の反日運動を「日本興亡ノ問題」として論じていたのは、こうした間島を中心に展開されていた国境接壤地における朝鮮人反日運動の深刻さをよく表したものである。

また、朝鮮人の反日運動の高揚は、間島と西間島で親日朝鮮人によって組織されていた「民会」と「保民会」の機能をほぼ麻痺させ、同地に確立されていた日本の朝鮮人に対する支配力は大きく弱体化することになった。逆に現地における朝鮮人に対する支配力の弛緩は、特に間島を中心に「日本の取締も及ばず、謂わば国家的組織の何物もなく無警察状態で、独り不逞鮮人が跳梁」するという状況をもたらし、朝鮮人による「一団の（反日）勢力を根深く」形成させることになった。⁽⁴⁶⁾

総督府は、国境接壤地域における独立運動の高揚が朝鮮国内へ波及するのを防止するため、一九一九年九月以来「第十九師

団方面ニ於テハ江岸守備部隊ニ一般ニ兵力ノ増加ヲ行⁽⁵¹⁾い 国境方面の警備を一層強化していた。また、一九二〇年五月には赤池濃朝鮮總督府警務局長と赤塚正助奉天總領事は、吉林省と奉天省政府に対して「不逞鮮人」の取り締まりを要求すると同時に、日中兩國による共同取り締まり実施を強力に要求した。徐鼎霖吉林省長は、こうした日本の要求を「不逞鮮人ト称スルモノハ何レモ政治犯人ナルカ故ニ支那ハ之ヲ對討スヘキ理由⁽⁵²⁾」がないとの理由で拒否した。他方、これとは対照的に奉天省長は、朝鮮人の動向に対し「移住鮮人ノ朝鮮獨立運動ハ今ヤ全省ニ涉リ形成穩ナラス」、そのため「鮮人ノ移住スル各縣ニ於テハ嚴重取締⁽⁵³⁾」まるよう命じ、従来から朝鮮人の獨立運動を「兵力ニ訴へ鎮庄⁽⁵⁴⁾」するといふ強硬方針を明らかにしたので、日本側の合同捜査を受け入れた。その結果日本は、上田、坂本両警察顧問が率いる捜査班二班を西間島に派遣したが、警察力のみでは散在している反日勢力に対する捜査を効果的に実施することができなかつた。

このように、奉天省と吉林省の対応が異なつた理由は、次のように説明できると考えられる。まず奉天省の場合、西間島全人口の中、僅か少数である朝鮮人による治安の混乱が日本に口実を与え、結果的に西間島全体に対して日本の影響力を拡大させる可能性があつた。吉林省の場合、間島では全人口の約八〇%を朝鮮人が占めている以上、日本の要求通りの朝鮮人取り締

まりは朝鮮人社会全体との対立を招き、それは延いては間島における中国の支配体制自体を根本的にゆるがす恐れがあつたと。つまり、朝鮮人を抑圧するための日中兩國間の協調体制の樹立には、間島においては朝鮮人の存在そのものが中国にとって一種の拘束要因になり得たのである。しかし、西間島においては、中国が主権および統治権の保全という面から、容易に全人口の中で僅か少数である朝鮮人を無視して日本と提携し得る可能性を含んでいたといえよう。

日本側は、前述のような吉林省の消極的な態度と捜査の結果に対して、「支那側の取締は依然不徹底なるため間島方面不逞鮮人の情報は益々変化し到底警察力のみにより徹底的掃蕩を望⁽⁵⁵⁾」み得ないので、「自衛上勢ひ国境外に出兵するの止むを得ざる」との情勢判断を示した。

その結果、七月十六日、大野朝鮮軍參謀長、貴志関東軍參謀長代理、齋藤、町野両顧問、国友朝鮮總督府警務課長、平松朝鮮軍參謀、赤池奉天總領事らは、奉天總領事館で協議し(いわゆる「奉天會議」、次のような方針を以て張作霖と交渉することにした。「一、江岸一帯接壤地方ニ於ケル日支共同捜査ヲ同時実施シ得ルコト。二、必要ノ時機某期間ヲ限リ支那軍隊ト共同ノ名義ノ下ニ我カ軍隊ヲ以テ掃蕩ヲナスコトノ承諾ヲ得ルコト」。この要求に対して張作霖は第一、項については「概ネ諒解」するとしながら、第二項については「事吉林省内ニ屬スル」

との理由で具体的解答を示さなかった。⁽⁵⁶⁾

他方、朝鮮軍はこうした外交交渉と並行して「間島地方不逞鮮人剿討計画」⁽⁵⁷⁾を具体化し、間島での反日運動に対する直接討伐のための出兵を決意していた。

こうした状況の下で、一九二〇年十月琿春の日本領事館が馬賊団によつて襲撃され、日本人十三名が射殺されたいわゆる「琿春事件」⁽⁵⁸⁾が発生した。この事件は間島で高まりつつあった朝鮮人の反日運動の中、公的機関が襲撃されたという点で日本側を刺激し、さらにそれは日本に「数十年來僅カニ異境ニ建設シタル吾等ノ基礎ハ一朝ニシテ烏有ニ帰セ」⁽⁵⁹⁾るといふ危機感をあたえた。

事件の翌日、十月三日、大庭二郎朝鮮軍司令官（中将）は、田中義一陸相に「馬賊中ニハ多数ノ不逞鮮人混入シアリテ主トシテ日本人ニ危害ヲ加ヘタルモノノ如ク」⁽⁶⁰⁾と報告し、琿春事件における「不逞鮮人」による日本人の被害を強調した。また、斎藤実朝鮮総督は、琿春事件による間島治安の混乱について「朝鮮ノ治安維持上ニモ憂慮ニ堪ヘサルモノアリ」との状況認識を示した上、十月六日、内田外相に間島情勢を安定させるために軍を出動させる必要があることを正式に要請した。⁽⁶¹⁾この間、の原敬内閣は、間島地方に、十月六日、歩兵二個中隊および騎兵の一部を、翌七日には歩兵二個中隊並び衛生隊、電信隊を会寧より龍井村に派遣し、日本人の保護と間島治安維持に当

「西間島問題」に関する序論的研究

たらせた。そして、十月七日の閣議においては出兵を正式に決定した。⁽⁶²⁾

閣議決定において日本政府は、琿春事件の原因が日本側の要求にも拘らず中国側の朝鮮人に対する不十分な取り締まりにあると前提した上、間島から「不逞鮮人ノ禍根ヲ一掃スル」ため出兵を断行することを明確にした。つまり、中国の領土である間島における朝鮮人の取り締まりは、これ以上中国に任せては解決できないので、日本が直接乗り出すという基本方針であった。日本の出兵に対して顔惠慶中国外交総長は、「軍隊派遣ノ行動ヲ直チニ中止」すべきであり、既に出兵している軍隊も「地方ノ鎮靜次第直チニ全部撤兵」⁽⁶³⁾すべきであると主張し、日本政府の出兵措置を強く非難した。

一方、赤塚奉天総領事は、現地の張作霖政権に対して日本の出兵に対する承認および日中兩國による不逞鮮人の合同討伐等を強く要求し、その結果、十月十六日、奉天で張作霖と日本の間に「日支共同討伐ニ関スル協定」⁽⁶⁴⁾（中国名・琿春会剿弁法）が締結された。これと並行して日本は、十月十七日張作霖との間に西間島方面への在満日本軍の出兵に関する取り決めをも成立させたのである。⁽⁶⁵⁾

このように日本が琿春事件とは直接関係のない西間島地方を討伐の対象地域に包含させたのは、従来から西間島が反日勢力の根拠地になっていたのみならず、「日支兩國軍隊共同出兵シ不

遼鮮人及匪賊ノ剿討ヲ行フコトナリタルニ就テハ其徒輩西へ逃ケ奉天省界ヲ越へ通化、懷仁等ニ潜入シ是等地方ノ匪民ト合シ一大騷擾ヲ来スヘキ」虞れがあったからである。すなわち、

間島で彈圧を強化すれば、日本の支配力が相対的に弱い西間島へ朝鮮独立運動が集中することは必然的であり、結局朝鮮独立運動を地域的に拡大させる悪循環を繰り返すのみで、充分な討伐の効果をあげることができないと判断したのである。したがって、朝鮮独立運動の地域的拡大を防止し間島での討伐を効果的に行うためには、間島と西間島において同時に且つ統一的な討伐作戦を展開する必要があったのである。日本の出兵が、間島単独の問題としてではなく西間島との関連のもとで行われなければならなかった所以である。つまり、間島地方における独立運動の消長は西間島の独立運動に直接結びついており、日本にとってもその対策上、西間島問題とは相関連するものであった。

前記の二つの協定により張作霖政権の承認の下、西間島地方では関東軍が行軍すると共に、間島地方では朝鮮軍が中心になって集中的な討伐作戦を展開し、朝鮮人取り締まりは翌年五月まで持続的に行われた。その結果、間島と西間島に形成されていた朝鮮人の反日独立運動組織は、殆ど壊滅状態に至ったのである。日中両国共同の主な討伐作戦は一応十一月末までに一段落したが、日本軍は十一月まで射殺三百七十五名、逮捕百七

十七名、帰順者千五百五十八名という「成果」(日本軍の調査による)をあげたといわれている。

以上のような経過を経て行われた日本の間島出兵は、次のような点において特記すべきである。第一、琿春事件の主体が中国の馬賊であったにも拘らず、討伐は主として間島朝鮮人、とりわけ反日勢力に対して行われた。第二、出兵を導きだした事件自体は、琿春の領事館分館の襲撃という極めて限定されたものであったが、出兵は間島と西間島を含む国境接壤地域全体の極めて広い範囲で、しかも八カ月という長期間に亘って継続的に繰り広げられたという点である。こうした意味において間島出兵は、三・一運動以後高まりつつあった国外での独立運動から朝鮮植民地支配を防衛するために行われた先制攻撃であり、全体的に本事件が日本の陰謀である可能性は極めて強いとみられる。

(二)、取り締まり体制としての国境警備問題

この、間原敬内閣は、間島の治安がある程度平穏に向かいつつあると判断し、一九二〇年十一月二日の閣議で、撤兵の前提条件として「今回ノ如キ事変発生」するときは「自衛上更ニ必要ナル地方ニ出兵シテ臨機ノ処置ヲ執ルヘキ事」を中国側が承認することを要求した。さらに、十一月末を以て主な討伐作戦がほぼ終結したのと並行して十一月三十日には「琿春事件善後措

置二関スル」閣議決定⁽⁷²⁾を行い、今後の対間島および西間島政策と朝鮮の国境警備問題に対する日本政府の基本方針を決定した。ここで決定された基本方針は、大きく二つに分けられる。一つは朝鮮人を統制するための現地支配体制の強化であり、いま一つは国境警備の強化により朝鮮人取り締まり体制を確立することであった。

まず、現地支配体制の強化策は、「警察組織ヲ根本的ニ改造」すること、民会等親日団体の保護育成を主な内容としているが、それは主に間島地方を対象にしたものであった。この方針に基づき、間島において日本は新たに十カ所の警察分署を設置し、合計十八カ所の分署に、三百名近い領事警察を常駐させることになった。この数は、一九二二年の「頭道溝事件」を契機にさらに増員された朝鮮總督府の警察官を含めると、合計約五百名以上にのぼることになる⁽⁷³⁾。また、領事館は總督府との協力の下、親日朝鮮人の組織化と朝鮮人社会の内部分裂を助長する目的で、民会の組織に拍車をかけ、一九二一年には新たに十カ所⁽⁷⁴⁾にその設置をみた。かかる措置により日本側は、領事警察と民会を中心に全間島の朝鮮人に対する直接支配体制を確立するに至り、朝鮮人の統制は強化されたのであった。また、大庭二郎朝鮮軍司令官と張作霖との合意に基づき、間島には「間島連絡員」という名で朝鮮軍將校を駐在させることにもなった。

「西間島問題」に関する序論的研究

次に、国境警備の強化策としては、日中間に「将来ニ於ケル共同討伐乃至帝國軍警越境ニ関スル日支協定」という一種の「日支軍事協定」を結び、両国の間に朝鮮人取り締まりのための協調体制を樹立するという構想を想定していた。

これと相まって、中国の王正廷外交総長は、度重なる日本の越境進出を防ぐため「(在滿不逞鮮人)取締ノ一法トシテ支那安南國境匪賊取締ニ関スル協定即對汎弁法ニ準シ日支間ニモ鮮滿國境警備ニ関スル何等カノ協定ヲ遂クルノ必要アル⁽⁷⁵⁾」との認識を示し、小幡西吉北京公使に対し日中間に具体的協議を行うことを提案した。

前記の基本方針と中国側の提案を踏まえ日本側は、一九二一年三月二十八日から三日間、米沢外務事務官、八木北京公使館副領事、赤塚奉天總領事、森田吉林總領事、入江安東領事、赤池朝鮮總督府警務局長、末松朝鮮總督府警視(間島派遣員)、田中朝鮮總督府事務官、野田関東庁秘書官、神村朝鮮軍參謀、武藤関東軍參謀等が、奉天領事館に参集し協議した結果、「日支國境會巡暫定弁法案」なるものを決定した。本弁法案は、「日支兩國ハ共同シテ相互ニ接壤セル地方ニ於ケル匪徒ヲ取締ル」ことを目的にしており、その実施区域は「第一段ハ奉天省ト朝鮮、第二段ハ吉林省ト朝鮮ノ各接壤地方」すなわち西間島と間島をその対象地域としていた。しかし、前記のように間島では既に領事警察を根幹にした現地支配体制が強化されていたので、この

弁法案は主として西間島方面の朝鮮人取り締まりに重点が置かれていたと考えられる。要するに、日本は間島朝鮮人に対してその支配体制をさらに強化する一方で、西間島朝鮮人に対してはこの弁法案を以てその取り締まり体制を確立しようとしたのであった。

また、本弁法第十条には日中両国が「匪徒ノ……捜査逮捕ニ関シ機宜ノ措置ヲ執ルヘ」きことを規定しているが、この第十条を朝鮮軍司令部の「日支会巡暫定弁法案説明概要」は、「越境ニ関スル支那ノ承認ヲ取付クルコト困難ナル為メ条文ヲ曖昧ト為シ漠然ト之ヲ規定シ以テ現在已ニ実行シ居ル越江活動ニ支障ナカラシムルタメナリ」と説明している。この弁法で日本は、従来主に西間島に対して行われてきた越境を事実上中国側に承認させようとしたのであった。

この弁案は、四月十九日に閣議決定をみ、五月六日、中国側に提示されることで、日中間の交渉は正式に始まった。弁法案は中国に提案されると同時に中外日報に報道されたが、漢口の「中韓互助社」⁽⁷⁶⁾は、これを朝鮮独立運動弾圧のための日中両国の陰謀であると非難すると共に、中国政府に強い反対の意見を申し入れた。中国政府は本件が、東三省の範囲に属するものであるとの理由で、張作霖に意見を求めると同時に張に直接日本と交渉することを命じた。そこで張作霖は、七月四日外交部に対して日本の要求している「相互越境(会巡)」は主権の侵害で

あり、両国は「彼此其主権を尊重し各自巡察」を行い、両国がそれぞれ国境警備を強化すべきであるとの意見を具申し、事実上、日本の提案を拒否した。

こうした張作霖の意見は、日本は越境を中止すべきであり、また朝鮮人の取り締まりはあくまで主権の侵害を受けない範囲の中で自主的に実施したいという基本方針を強調したもので、当時の中国の立場を最もよく表していた。一九二二年十一月二十日、孫烈臣吉林督軍が、交渉の前提条件として現在駐在中の日本の軍事連絡員並びに警察の引き揚げを主張したのもこうした背景からである。

その結果、中国は両国が自主的に国境警備を強化する「対巡」を中心内容とした修正案と共に、「国事犯」(朝鮮人政治犯―「不逞鮮人」)は犯人引渡の対象から除外することを明示した「犯人引渡方法」と題する弁法を日本側に逆提案した。⁽⁸⁰⁾要するに、日本と中国との間には国境警備の強化という面については、意見が一致するものの、朝鮮人の取り扱いおよび取り締まりに関する具体的方法においては決定的な意見の相違があった。

その後、日中間の折衝の結果、「犯人引渡方法」が削除されると同時に、中国の主張通り会巡を対巡にしたほか、第七条で越境禁止を明確にした「日支国境対巡暫定弁法」⁽⁸¹⁾という合意が成立した。

しかし、この弁法案は、前記した日本の最初の構想とは大き

く相違するもので、協定の締結に最も直接的な関連をもっている朝鮮総督府と朝鮮軍は、この案に反対した。水野朝鮮総督府政務総監は、一九二一年十二月二十八日、中国との交渉に当たっていた赤塚奉天総領事に「(本弁法案は)当初本案ヲ協定セシムトシタル趣旨ヲ根本ヨリ覆セルノミナラス若シ該案ニ從フトキハ將來国境方面ニ於テハ積極的ニ活動ヲナスコト殆ド望ナキニ至ルモノト思考セラレルニヨリ寧ロ協定セシテ現状ノ儘ニテ推移スルヲ有利」であるとの見解を述べ、交渉に対する反対の姿勢を明確にした。この協定が締結されると総督府としては越境による直接討伐の余地がなくなり、朝鮮人の取り締まりはかえって不利になるという認識が背景にあったのである。総督府は、国境接壤地域における朝鮮人の反日運動の取り締まりに対して、中国の協調を必要としながらも、あくまで武力を背景にした直接討伐を原則としていたのである。こうした朝鮮総督府の反対で、外務省としても中国との交渉に対して積極的な意味を持ちえなくなり、交渉に対する中国の強い要望があったにも拘らず、日中間の交渉は打ち切られることになった。

第四、西間島問題の台頭

日本の出兵に際して間島の朝鮮独立運動団体は、日本軍と戦闘を繰り広げながら日本軍の討伐地域を逃れ北上し、北滿州の密山に集まり、徐一を総裁にした「大韓独立軍団」(約三、五〇

〇名と推定されている)に再編成された後、一九二一年一月から三月にかけて李青天、金奎植、洪範図等に率いられロシア領自由市アレクセイエフスク(Alexeyevsk)へ移動した。

独立軍団がロシア領に移動した背景には、ソ連が反帝國主義闘争の一環として朝・中・蒙古の青年を中心にした「遠東革命軍」の編成を構想しており、一九二〇年七月、上海臨時政府の在モスクワ代表韓馨權とソ連政府との間には、「労働政府は韓國独立運動を積極的に支援する」ことを主な内容とする対日協調路線が確認されていたからである。また、一部独立軍団の間には「独立を成就するためには、一時的でもロシアの支援を受けるのは已むを得ない」との認識があった。⁽⁸³⁾

その他の間島を逃れた反日勢力は、南滿州および上海等へ分散し、散発的な対日ゲリラ戦を行いながら再起を計っていたものの、滿州における朝鮮人の対日闘争は全般的に一時小康状態がつづいた。しかし、反日団体の独立運動の再建の動きは、日本軍撤退直後の一九二一年十月長白縣と撫松縣を中心に活動していた興業団、大極団、軍備団などが統合し大韓國民団を組織することで本格化した。⁽⁸⁴⁾ 他方、この間、一九二一年六月ロシア領自由市では、日本の出兵を逃れ移動してきた滿州方面の独立軍団とロシア國籍朝鮮人との間に勢力争いを伴ったイデオロギ一上の対立による抗争が激化し、遂に武力衝突にまで発展し、いわゆる「自由市事件」⁽⁸⁵⁾が発生した。この事件以後、ロシア共

産主義とのイデオロギー上の対立と日本軍の撤退を契機に「露領及支那密山縣ニ在ル数千ノ不逞鮮人（は）安図縣ヲ經テ南下シ」⁽⁸⁶⁾日本の支配力が最も薄弱である南滿の西間島方面に結集しつつあったのである。こうした状況を背景に、一九二二年八月には桓仁縣において群小獨立運動団体の統合による対日闘争力の強化を計るため、西間島の朝鮮人社会を基盤にした大韓國民団、光韓団、韓族会などの獨立運動団体が併合編成され統軍府を結成した。十月には桓仁縣南區馬圈子で西路軍政署、大韓獨立団、韓僑会等八団体から七十一名の代表が参加した南滿韓族統一會議が開かれ、統軍府を母体にして南滿獨立運動団体の統一機構として統義府を組織した。この統義府の組織化によって南滿州に散在していた獨立運動団体は西間島一帯を中心に、一応組織的な統一を見ることになった。⁽⁸⁷⁾統義府は中央部においては、金東三總裁を頂点にして民事、交渉、軍事、法務、財務、学務、実業、交通、参謀等の組織を置くとともに、地方には各縣に總監事務所を設置し、さらに獨立運動のための資金として朝鮮人から一定の賦課金を徴収した。このように統義府は軍事だけでなく、朝鮮人の統合機構としての性格をも有しており、その勢力範囲は、輯安縣、桓仁縣、臨江縣、長白縣等の西間島を中心とする南滿州一帯におよんだ。その軍事力の根幹をなす義勇軍は七個中隊（最高約三、〇〇〇名）を擁していたといわれている。⁽⁸⁸⁾

しかし、統義府は、復辟派と上海臨時政府擁護派との間に対立が生じることによって、復辟を主張する全徳元ら儒林側が一九二三年春統義府を離脱し、新たに義軍府を結成して統義府と対立した。こうした両派の対立を打開し、上海臨時政府の傘下で反日獨立団体を再編成することで、より組織的な対日闘争を行うため、統義府の朴応佰等が中心になって統義府義勇軍第一、二、三、五中隊の約五〇〇名を率いて同年八月、新たに参議府を設立した。参議府は、その設立宣言書において、全ての獨立運動団体は臨時政府の指導の下で対日闘争を行うべきであることを明確にし、上海臨時政府との関係を一層密接にした。臨時政府においても参議府を臨時政府直屬の南滿軍政府（陸軍駐滿参議府）として承認すると共に金承学「獨立新聞」社長を西間島に派遣し、その組織の拡大を支援したのである。その結果、参議府は、輯安縣を本拠にして、長白縣、撫松縣、柳河縣、通化縣など鴨流江沿岸一帯を勢力範囲に収め、西間島全体において最も強固な武装獨立運動団体として成長することになったのである。参議府は、朝鮮と地理的に最も隣接している關係上「常ニ其ノ目標ヲ鮮内ニ置キテ」「江岸地方ニ於ケル不逞團ニヨル被害ノ三分ノ二ハ本団ノ行為ナリ」と、いわれてい

た。⁽⁸⁹⁾ また、上海臨時政府も安東で英人G・L・ショウが経営する「怡隆洋行」（貿易商兼海運業）の内に設置していた「上海臨時

政府安東交通事務局」を通じ、反日運動団体と朝鮮国内への關係を強めていたのであった。⁹¹⁾

このような西間島を中心とした独立運動団体の統合とそれに伴う対日闘争の強化は、ある意味で一九一〇年代始め一時中断した新民会の西間島独立運動根拠地構想を継承実現するものであったといえよう。こうした西間島朝鮮人社会を基盤にした反日団体は、主に鴨流江の結氷期を利用して国内進攻を計り、日本の朝鮮植民地支配を直接脅かした。国境地方を中心にした反日団体は、「爆弾連発機關銃『モーゼルニア』『ブローニング』式拳銃等比較的精銳ナル武器」で武装して、結氷期の一月から三月を中心に朝鮮国内に進攻し、日本の国境警備部隊を襲撃したりした。一九二一年十月から翌年九月の一年間だけで、反日団体は、二、四四一名を動員し、四四一件の国境進攻作戦を行っていた。この一年間に国境を中心にした反日団体によって受けた日本側の被害は、死亡一二九人、負傷一五二人、拉致一三〇人（何れも親日朝鮮人を含む）であった。また、これら「被害地域ノ多クハ国境鴨流江沿岸一帶ニ限ラレ」⁹²⁾ており、當時の武装反日運動が主に西間島を中心に展開されていたのを示している。

このように、西間島の反日団体が積極的に朝鮮進攻作戦を行ったのは、三・一運動を転機に朝鮮独立運動が一般的に日本に對する直接的武力闘争へ方向転換したためである。その外、反

「西間島問題」に関する序論的研究

日民族運動が西間島を中心に行われるようになったことで、第一節で述べたように朝鮮人の殆ど全部が小作人で構成されていた西間島では、反日運動を維持するための資金調達が困難であったという経済的事情も働いてたと思われる。国境地帯の富豪親日朝鮮人がしばしば反日団体の襲撃の対象になり、日本側が彼らの行動を「強盜」ないし「馬賊」と記していたのもそのためであった。

上記のような西間島の情勢を阿部通化分館主任は、「大正八、九年ヨリ一層不良状態ニ逆転セントスルカ如キ」と報告すると共に、その原因を（一）「我軍隊ノ撤退」と（二）「奉直戦争ニ由リ奥地支那軍隊ノ出動ノ為馬賊不逞團ノ行動」に求めている⁹⁴⁾。要するに、西間島が、一九二〇年代に入り反日運動の根拠地になりつつあった理由は、日本および中国の朝鮮人に対する支配力が低下したからであった。またその背景には、「未だ真の皇軍の威力を体験せざる鮮人移住地方」⁹⁵⁾すなわち西間島が間島に比べ、日本の出兵による被害が少なかった地域であると共に、朝鮮人取り締まりのための日本の「徹底的施設」⁹⁶⁾がなく、日本の支配力が比較的脆弱であるという事情もあった。

その上、西間島が民族主義運動の根拠地になった最大の理由は、出兵と前後して構築された日本の間島支配体制の強化により同地での反日運動が困難になるにつれて行われた民族運動が地域的に移動したからであり、その移動の対象として登場した

のが西間島であった。西間島は、間島と同様、朝鮮の国境接壤地域として同地での反日運動の展開は、日本の朝鮮支配に対して直接影響を及ぼすことが可能であり、さらにその運動を支える朝鮮人社会が折から形成されていたという点から反日運動を展開する上で、他の地方に比べ最も有利な条件を備えていた。このような独立運動の地域的移動について朝鮮軍司令部は、「間島出兵ハ現下豆満江地方平穩ノ最大ノ原因ニシテ同時ニ鴨流江岸治安統計不良ノ誘因ヲナセリ即チ海外不逞團ノ分布ハコノ事件ヲ軋機トシテ一大変化ヲ来セリ」と報告していた。

こうした間島の情勢に対処するため総督府は、一九二三年「平安北道ヨリ特ニ捜査隊ヲ進出セシメソノ実況ヲ確メタルト同時ニ江岸各署ハ随時対岸ニ進出シテ」直接朝鮮人取り締まりを実施する一方「外務省は移住鮮人間に保民会なるものを作つて不逞者を検挙せんと」する等の対抗措置を採った。しかし、これら日本側の措置に対して、「支那官憲ハ常ニ主権問題ヲ云為シテ我越境ヲ好マサルニ至リ時ニ複雑ナル交渉問題惹起」したのみならず、保民会は朝鮮人の攻撃の対象になり「寛甸支部ノ如キハ會員拳ツテ朝鮮内ニ避難シ到底復歴ノ望絶エタルナリ」(大正十二年九月二十日奉天総領事ハ安東、鉄嶺領事ト会合シ保民会廢止ヲ決議)するに至るなど、日本側による有効な取り締まり政策の実施ができなかった。

これと殆ど同じ時期、間島では共産主義の浸透が始まり、間

島と西間島の朝鮮人社会は、歴史的にも社会的にも、同一の性質を有するにもかかわらず、全く異なる政治行動をとることになる。間島朝鮮人社会が共産主義運動へ傾斜していった最大の原因は、「全て大正九年日本軍の間島出兵によつて与えられた鮮人民族主義運動に対する軍事的弾圧の結果」であった。すなわち日本が行った間島での軍事的弾圧は、間島から朝鮮民族主義運動を排除することになったのと同時に、民族主義運動の指導力の喪失をもたらしたのである。その結果、間島朝鮮人は朝鮮独立への新たな可能性として民族主義運動に代わって共産主義運動へ転化していったのである。しかし、間島地方の共産主義運動は未だ体系的に組織化されておらず、それ程大きな勢力には至っていなかった。従つて、日本にとつても間島の共産主義運動は未だ致命的な脅威ではなかった。その理由は、出兵後日本の間島における支配体制が強化され朝鮮人に対する統制もより強固なものになっていたので、共産主義運動が本格的に行われなかったからである。以上のような間島の全般的情勢について、一九二三年四月の朝鮮軍司令部間島派遣員は、出兵の結果、間島では民族主義的独立運動は一掃されたと前提したうえで、「共産党の行動に就いては依然顕著なる」状況は見られず、「間島は依然小康状態」(保)し、朝鮮人の動向は比較的平穩を保っている」と報告していた。

上記のように間島と西間島の情勢は、日本の出兵を契機にし

て民族主義運動の組織化と共產主義運動の出現という二つの新しい局面が台頭してきたのであった。すなわち、西間島には日本の軍事的弾圧を逃れた民族主義者が上海臨時政府を頂点にして出兵以前より組織的かつ体系的な反日闘争を展開していたのに対して、間島では出兵による民族主義運動の破壊に対する反動として共產主義運動が始まっていたのであった。したがって、一九一〇年代の間島問題に代わる新たな懸案として、西間島反日朝鮮人による朝鮮への進攻に対する対応が、とくに朝鮮総督府にとって緊急を要する課題として次第に現出してくるようになったのである。

こうした状況の中、一九二三年十月二十日より三日間京城で開催された「在滿州朝鮮關係領事官打合會議」では、間島出兵以降の滿州における朝鮮人問題に関する全般的検討が行われた。この会議において、丸山鶴吉総督府警務局長は朝鮮人の一般動向について次のように述べている。まず、丸山は、朝鮮国内の治安状態は、三・一独立運動「爾來ズツト落着イテ大正十年ヲ迎エ大正十一年、十二年ト益々落着イテキタ」と前提した上、「臨江、輯安、寬甸此ノ間ニ於テ不良ノ鮮人が出沒」し、「一ヶ月平均三十七件」もの国境侵犯があることを指摘し、「之ハ朝鮮ノ治安ノ問題中刻下一番急ヲ要スルモノデア」ると述べ、西間島方面の反日朝鮮人による朝鮮侵犯への対応策の緊急性を強調した。そして間島情勢については「琿春事件後ノ出兵ニヨ

ツテ殆ド根拠地ヲ一掃致シタ為ニ」、「不逞鮮人ノ問題ハ全く跡ヲ絶ツル」と述べ、間島の民族運動については比較的楽観的な判断を示しながら、他方で、「思想問題殊ニ赤化防止ノ問題」が間島において新たな問題として台頭していることを指摘した。要するに、間島出兵の結果、従来日本の朝鮮植民地支配を直接脅かしていた間島朝鮮人独立運動、すなわち「間島問題」は一応解消されたが、他方西間島の朝鮮人による反日運動が新たな脅威として台頭しているという認識を明確にした。したがって、日本にとってもはや間島朝鮮人問題よりは西間島朝鮮人問題が、重要かつ緊急を要する問題として現れたのである。ここにおいて日本の、西間島に対する危機認識が生まれ、さらに西間島で朝鮮人を直接統制しうる手段をもっていなかったという点において、その深刻さを一層増大させた。

こうした認識の下、有吉政務總監は、「如何ニ鮮内ノ治安ヲ維持シテモ絶エズ此ノ辺境ヲ犯サレルノハ堪エラレナイ」と前提した上で、西間島問題解決のためには、「滿州一帯ヲ占領シテ此方ノ不安ヲ除ク」べきであると主張し、西間島問題解決に対する総督府の決意を窺わせた。これに対して、坪上外務省亜細亜局長は、西間島朝鮮人の取り締まりは「対汎弁法ヲ拵エテ支那側ニ充分ノ責任ヲ有タス」と共に西間島に領事分館を設置する必要があると述べ、前記の「国境対汎弁法案」の締結を再度総督府に促し、外務省としては西間島朝鮮人問題をあくまで外

交的に解決する方針を明らかにした。

このような外務省の提案を総督府は「条約上進出出来」なくなるとの理由で拒否すると共に、西間島にも「間島ニ五百名ノ警察ヲ入レタト同ジ理由ノ下領事分館ナリ多クノ警察官ナリヲ配置スルコトガ国境ノ被害ヲ防止スル上ニ最モ有利ニシテ且ツ急ヲ要スル事柄」であると主張した。総督府のこうした主張は、西間島に対しても間島同様、朝鮮人統制のため武力を背景にした直接支配体制を築く必要があることを示したもので、これが在外朝鮮人対策上最も有効な手段たることを改めて示唆したのであった。

かくして、西間島問題対策の一環として、総督府によって対訊弁法案は一応否定されたものの、領事館分館設置およびそれに伴う警察官の派遣に関しては、外務省と総督府の間に一応政策的合意が形成された。

第五、「三矢協定」と帽児山領事分館設置問題

(一) 朝鮮総督府と三矢協定

前記の基本方針に基づき西沢義徵安東領事は、一九二三年十二月二十八日、伊集院彦吉外相に臨江縣の帽児山に安東領事館分館を設置することを次のように具申した。西沢は、西間島方面の朝鮮人反日団体が「鮮地ニ越境進撃シ殺傷掠奪放火ヲ企タルコト枚挙ニ遑アラズ昨大正十二年中既ニ七百三十余件ノ多

キニ遑スル情勢ナル」と前提する。そこで「コノ地ニ帝國官憲ノ駐在ヲ見ルニ至ラハ彼ラ不逞輩ノ策動ヲ監視シ機ニ応シ支那官憲ヲ督励シテ取締ノ実ヲ挙クルコト」ができ、さらにそれは、「鮮地警察官ノ無断越境進出モ其ノ數ヲ減」じることになり、「日支両國ニモ益スル」と分館設置の理由をあげた後、「分館設置ニ関シテハ既ニ去ル大正四年南滿州及東部内蒙古ニ関スル条約(20)成立」を根拠にすれば「決シテ難事ニアラサル」と報告していた。さらに翌年三月、中国側が一九一五年以来主張していた「採木公司分局保護ノ名目」で臨江縣に駐在している日本憲兵八名の撤退要求を、西沢は「帽児山分館設置並之ニ伴フ警察分署又ハ出張所ノ並設」に「極メテ好機會」であると改めて伊集院外相に具申し、憲兵撤退と引き換えに分館設置を強く促した。しかし外務省は、分館設置に伴う予算上の問題などを理由に具体的回答を示さなかった。

他方、総督府は国友警務課長を一九二四年三月、奉天に派遣し、朝鮮人の武器取り締まりに関して中国側に協力を要請するなど、従来とは異なり、奉天省政府を直接相手にして西間島朝鮮人統制問題に対する具体的対策を推進した。このような総督府の要求に対して奉天省長は「不逞鮮人は……管内の治安を害し且つ屢々日支國際問題を惹起する」との理由で、四月二十一日、各縣知事及び警察署に朝鮮人に対する武器取り締まりを訓達し、朝鮮人の統制強化に乗り出した。

奉天省に対する總督府の朝鮮人問題への協力要請は、朝鮮人取り締まりのため従来、一方的に実施してきた越境討伐方針の転換を意味する。總督府の方針転換の背景には、一九二四年冬に入つて參議府が組織を再編して朝鮮進攻を積極的に推進するなど、西間島における朝鮮人の反日運動が一層活発になるにつれて、彼らとその運動の根拠としている奉天省の協力なしでは朝鮮人の取り締まりが困難であるとの判断があつたからである。これは總督府の越境による直接討伐政策に対する限界を示したものである。また、その上、外務省による領事分館の設置方針が未だに具体化されていなかったというのも總督府の方針を転換させた一つの要因であろう。

こうした状況のなかで、一九二四年五月十九日、齋藤總督と丸山鶴吉警務局長一行が護衛巡查七名と共に、国境視察のため恵山鎮で二隻の「プロペラー船」に分乗し鴨流江を下江し平安北道江界郡高山鎮を通過する途中午前九時頃、中国側対岸の山の中に潜伏していた「南滿州義勇軍第一中隊（參議府所属であると推定される）所屬の張昌憲ら十数名の武装兵士によって集中射撃を受けるという事件が起きた。この事件は、總督一行の視察情報を事前に察知した西間島の反日武装団体が、「六ヶ所ノ要塞」で待ち伏せして計画的に起こした犯行であり、總督の巡視の警備のため、中国側に鴨流江岸の朝鮮人に対する「嚴重取締」を改めて要請していた時に発生したという点で、朝鮮

「西間島問題」に関する序論的研究

總督府に衝撃を与えた。この事件で、總督一行に被害はなかったものの、西間島における朝鮮人の反日運動はより現実的なものとして顕在化し、またそれに対する總督府の危機認識も一層深刻なものになつたのである。

中国は事件翌日、丙克莊東辺道「道伊自ラ總督ヲ訪問シテ關係地方官ヲ懲戒スル旨」を伝えるなど、可能な限り事件を局地的に解決する姿勢をみせた。しかし總督府は、この事件が、中国側の朝鮮人に対する「取締全カラス遂ニ匪徒ヲシテ總督一行ヲ狙撃スルノ間隙ヲ与ヘ」たものと見做し、「此際嚴ニ支那奉天官憲ニ交渉シ一面匪徒ノ禍根ヲ永遠ニ絶ツ拳ニ出デシメ」ることを目的として、積極的に「対岸政策上有利ナル効果ヲモタラスベク着々歩ヲ進メツツア」つたのである。

翌二十日、上京中であつた有吉忠一總督府政務總監は、松井慶四郎外相に対して「この機会に支那側に徹底的に反省を促す必要がある」と主張すると共に、六月六日、松平恒雄外務次官に、中国にへの要求事項として（一）輯安縣知事以下直接警備の責任ある官憲の罷免、（二）日本官憲の対岸進出、（三）匪徒の捜査逮捕引渡、（四）対訊弁法再交渉、（五）領事官及同分館設置、を正式に提出した。（二）、（三）の具体的実施方法としては、中央部ニ提出シ不当ノ解決ヲ求ムルカ如キ唯ダ兩者ノ誤解ヲ招キ事端ヲ繁雜ナラシムル」可能性があるとの理由で「兩國地方官憲間ニ於テ了解」させ、「相互暗黙ノ間ニ実施」したい

この方針が明らかにされた。このことはすなわち、外務省に対して西間島朝鮮人取り締まりについては、総督府と奉天省との間の地方的問題として解決していくことを意味した。さらに、総督府は、六月七日、園田外事課長を外務省に派遣し、具体的協議を行った。

総督府の主張に対して外務省は、(一)、(四)、(五)についてある程度「ソノ必要ヲ認メ」るも、(二)、(三)については、「軍一國ノ主權ニ関スル問題」であり、さらに「帝國ノ対支那方針ニモ合致セザルヲ以テ此際之ヲ提議スルヲ欲セス、外務省トシテハ支那ヲシテ不逞鮮人ニ関シ(中国側に)十分ノ責任ヲ帯ビシメ且ツ誠意ヲ以テ之ニ当タルコトヲ強ク主張」し、総督府の案に反対の意見を表明した。外務省の意見に対し総督府は、奉天省との間に「取締ノ具体的実行方法ヲ約定シ」、また「中国側の取締緩慢ナルニ於テハ越境進出モ自衛上必要ノ措置ニ出ズルノヤムヲ得ザル」との決意を表し、外務省の方針に抵抗した。しかし、以上のように総督府と外務省との間に朝鮮人取り締まりに関する実施方法に相違はあったものの、西間島に領事館分館を設置する必要があるという点では一応意見が一致した。

この方針に基づき、一九二四年六月十六日、幣原外相は、船津奉天総領事に帽兒山および興京領事分館設置に関する調査を命じた。総督府も七月十一日、外務省に上記の二カ所に加え、

輯安、寬甸にも分館を設置することを要請した。船津奉天総領事は十二月二日、幣原外相宛の報告において、「分館新設理由」を朝鮮人の保護と鴨流江上流に於ける通商貿易の奨励にあるとしながら、「ソノ新設ノ目的カ単ニ一般居留民ノ保護取締ニアラズシテ不逞鮮人ノ取締ニ存スル以上之ニ配置スヘキ警察官吏ノ人員ハ間島一帶ニ於ケル各分館ノ夫レニ倣ヒ少クモ不逞ニ対抗シ得ヘキ実員ヲ備フルニアラサレハ到底其ノ目的ヲ達成シ得ラレサル」ことを強調し、分館設置の目的が警察官の配置による反日勢力の取り締まりにあることを明らかにした。また、船津は同報告書の中で、「支那地鮮匪討伐並ニ追撃ノ為メ朝鮮警察官ノ越境進出」によって、日中間においては毎年「交渉事件ハ平均数十件ヲ下ラ」ないことをあげ、朝鮮人の取り締まりだけでなく日中間の関係改善のためにも、分館の設置は必要であることを指摘した。

しかし、外務省は予算上の問題で分館設置に関する具体的計画を推進することができず、ただ臨時措置として「差向キ大正十四年度ヨリ右帽兒山ニ在安東領事館ノ館員ヲ派遣シ之ニ臨江長白及輯安ノ三縣ニ関スル事務ヲ取扱ハシメ機ヲ見テ分館又ハ出張所ヲ開設ス」るとの方針を決めたに留まり、総督府が強く要求した分館設置の実現までには至らなかった。因に、帽兒山分館の管轄区域として予定されていた長白、臨江、輯安、寬甸各縣には、約七万の朝鮮人と約七十名の日本人が居住してい

た。

この間、齋藤朝鮮総督は、一九二四年九月、安徽直隸兩軍閥の対立による滿州情勢の不安定に關して幣原外相に、「形勢ノ如何ニ依リテハ朝鮮國境方面ハ忽チ支那馬賊及不逞鮮人ノ蜂起ヲ見ル虞アリ」、さらに「滿州ノ狀勢ハ朝鮮モ國境ノミニ止ラス全體ニ甚大ノ影響ヲ及ホスモノト認メラルル」との情勢判断を示した。その上、「現在ノ不安ヲ除キ将来ノ治安ヲ完全ニ確保」するには、今が「絶好ノ機會」であると述べ、「張作霖ノ窮狀ニ乘シテ」西間島問題解決のため何らかの措置をとる必要があることを示唆した。

他方、西間島を中心とする反日団体は、一九二四年十一月柳河縣に本部を置き、常備軍七個中隊を保有する正義府を新たに結成するなど、日本に対する対決姿勢を強めた。こうした朝鮮人の動きに対抗するかのよう⁽¹²¹⁾に総督府は、翌年二月二十七日平安北道楚山警察署の警官六十余名を動員して輯安縣古馬嶺に滞在中であつた「鎮東都督府所属義勇軍第二隊長崔錫淳以下四十二名ヲ殲シ三名ヲ逮捕」するなど、越境討伐を一層強化したが、平安北道を中心とした反日団体の国内進攻件数は、二二二年が三五〇件、二三年が四三五件、二四年が五二八件と増加した。安東と奉天總領事館の調査によると、一九二五年四月現在西間島を中心に活動している大韓統義府、鎮東都督府、大韓獨立光正団等が擁している武装団員だけで約七千三百名にも上つ

「西間島問題」に關する序論的研究

(121) こうした反日団体の進攻の増加は、中國側の朝鮮人に對する取り締まりが日本の満足するような成果をあげていないことを示すものでもあり、總督府をして西間島朝鮮人および國境警備対策の必要性の認識を益々増大させたのであつた。しかし、西間島が中國領である以上、日本が朝鮮人に対して具體的政策を実施することは、中國の協力なしでは困難であつた。

西間島朝鮮人問題に對して總督府警務局が、一九二五年の「在外不逞鮮人ノ概況」のなかで、「元來對岸支那地ニ於ケル不逞團ノ盛衰國境侵入ノ能否ハ一ニ支那側取締ノ如何ニ因由スル」とした上で、朝鮮人の取り締まりのためには中國側が「誠實ニ不逞團ノ取締ヲ行ハシムル如ク指導督勵スルハ刻下ノ急務ナリ」との認識を示していたのも、こうした事情によるものであつた。

このような状況の下、一九二五年五月二十五日からの下岡忠治政務總監の滿州視察を契機にして、總督府と奉天省の警備關係者らが楊宇霆の奉天省公署において会合を持ち、國境警備及び朝鮮人問題に關して具體的協議を行つた。その前、六月一日、日本側は、奉天總領事館において三矢警務局長、赤井朝鮮軍參謀長、船津奉天總領事、菊池特務機關長等の關係者が集まり翌日に開催される予定の中國側との交渉に備えて打ち合せを行つた。この會議において三矢局長は、最近朝鮮人の取り締まりに効果を挙げている理由を「現在越境進入動作ヲ繼續シメル

「ニ基マスル」ものであると述べながらも、結論としては中国側が「依然越境進入ヲ拒否スルニ於テハ……取締実施ノ具体的方案ヲ聴取シ先方（中国）ニ一任シ一時越境進入動作ヲ中止」するとの方針を決め、中国側の出方次第によっては日本側も越境を中止する意図があることを明らかにした。

翌日の会合において日中間の最大の焦点になったのは、日本警察の越境問題であった。中国側の高交渉署長は、日本側に対して「現ニ昨年会合ニ基キ王省長ノ命ニ地方官ノ実施セル不逞者取締事件ハ六十余件ニ及ヘリ」、しかし「現下ニ於ケル取締ハ貴国警察官ノ越境進入ノ為或ハ幾分緩トナリツツアル」と述べ、日本の越境進出による中国の主権侵害が中国地方官の士気を低下させ、さらに朝鮮人の取り締まりに対しても却って逆効果をもたらしている点をあげ、日本側の越境進出を強く非難した。于警務処長も越境は「双方ノ為何等ノ利益ヲ認メス」、朝鮮人の国内進取に關してはあくまで、日本当局が「鮮内ニ於テ十分ナル取締ヲ実施」すべきであると主張した。

日本側の三矢警務局長は、越境が決して「貴国（中国）ノ主権ヲ侵害セントスルノ意ニアラサル」と前提した上で、日本「警察ニ越境進入ヲ中止シタル場合及之ヲ継続シタル場合不鮮鮮人ニヨリ蒙ル被害数ノ差ノ甚タシ」い事実を中国側に提示し、日本側の越境の必要性を強調すると同時に、「貴国内ニ就テ取締ノ法ヲ立テス唯我越境進撃ノミヲ排除セント」していると述

べ、中国側の朝鮮人取り締まりに対する姿勢を非難した。さらに、三矢は「越境進入ハ固ヨリ貴國ノ至嚴ナル取締ニ依頼シテテ当方トシテ望ム所ニアラス」と述べると共に、中国側に対して「朝鮮人」取締ニ関スル實際的腹案」の提案を要求した。こうした三矢の発言は、若し中国側が具体的弁法を制定し、西間島朝鮮人に対して充分な取り締まりを実施する場合、日本としても中国に対する越境を中止する可能性があることを窺わせ、日中間の妥協を図ろうとしたものであった。

その後の日中間における具体的交渉過程については全く不明であるが、兩國は、六月十一日、奉天警務処において三矢警務局長と于警務処長との間に「不逞鮮人ノ取締方ニ関スル朝鮮總督府奉天省閩ノ協定」⁽⁶⁵⁾（いわゆる三矢協定、中国名・双方商定取締韓人法網要）を結び、さらにその一カ月後七月八日には、三矢を代理した国友尚謙總督府警務課長と于警務処長との間に「不逞鮮人取締施行細則」を締結した。これにより朝鮮總督府と奉天省との間には、東辺道（西間島）朝鮮人取り締まりに關して完全に合意が成立したことになり、西間島を直接管轄している奉天省の態度如何により朝鮮人の反日運動は大きく制約されることになるのである。したがって、この協定は、西間島での朝鮮人の政治的行動を大きく規定する重要な制度的装置として機能することになった。

この協定に基づき中国側は、「管理韓僑章程」、「法防人員賞罰

章程」等を制定し、朝鮮人に対して「隨時調査」を行つて積極的に取り締まりに着手した。その結果、一九二五年四九名（射殺二三、逮捕三六、日本への引渡一〇）、一九二六年五二名（射殺一二、逮捕四〇、日本への引渡二八）の朝鮮人が直接中国の官憲によつて被害を受けた。こうした中国側の西間島朝鮮人の取り締まりの結果は、直ちに日本の朝鮮国境警備にも影響を及ぼし、一九二四年五六〇件にも上つていた反日団体の国境進攻が、一九二五年には二七〇件、一九二六年には六九件、一九二七年には一六件に減少した。このように、三矢協定は、西間島での朝鮮人の反日運動を大きく制約し、総督府にとつて西間島からの反日団体による朝鮮植民地の防衛という側面においてはかなりの「成果」をあげていたのである。

協定および施行細則は、日本の越境中止と、中国側の西間島朝鮮人に対する統制の強化を中心内容としているが、次の点において日本と中国との間にいくつかの妥協が成立したことを示している。

第一、この協定において日本が最も重点を置いたのは、「日本官憲ノ指名スル不逞団」を中国側が逮捕して日本側に引き渡す第五条と、中国官憲が「不逞鮮人」の朝鮮侵入を防止するという第二条であった。中国が最も重点を置いたのは、「日中両警察ハ擅ニ越境スルコトヲ得ス」という第七条の越境禁止規定であった。

第二、施行細則では、中国の朝鮮人に対する戸口調査を始め、移住の制限、集會結社の禁止等の措置が保障されているので、中国は日本から西間島朝鮮人に対する管轄権を認められたことになる。これにより中国は、西間島朝鮮人に対する日本の介入を排除し、合法的且つ独占的な支配体制を確立することができたのである。つまり、中国側は、「朝鮮總督府トノ警察協定ニヨリ在滿鮮人ヲ一律統治スヘキ権限ヲ委任セラレタルモノ」とみなしたのである。日本としても、中国に朝鮮人の管轄権を委任することで、現実的に日本の支配力が及ばず、さらに有効な統制手段を持ち得なかつた西間島朝鮮人に対して間接的な統制が可能になつたといえよう。要するに、日本は西間島朝鮮人に対する管轄権を中国に委任する代わりに、西間島からの朝鮮人に対する脅威を排除したのである。また中国側は、西間島朝鮮人に対する取り締まりの代償として日本の侵略を阻止し主権の保全を図つたのである。この意味で三矢協定は、朝鮮人の取り締まりと西間島の主権の固持とを交換条件にして、日中両国の協調体制を形成しようとするものであつたといえよう。

(二) 帽児山領事分館設置問題と中国

このように総督府と中国奉天省との間には一応朝鮮人取り締まりに関する協調体制が成立し、「支那ノ不逞鮮人ノ取締力……段々ヨクナリツツアル」状況の中、第五十一帝國議會で、帽児

山分館設置に関する予算が成立し、外務省によって分館設置問題は具体的に推進されることになった。幣原外相は、予算成立後、一九二六年六月十六日、芳沢謙吉中国公使に分館設置について中国側に了解を取り付けることを訓令すると共に、分館設置に必要な土地家屋の買収に着手した。そして、日本政府は一九二七年三月十七日に、中国政府に対して帽児山分館設置を正式に通告した。

日本の分館設置に対して最も敏感に対応したのは、西間島における朝鮮人、とりわけ西間島朝鮮人社会を基盤にして反日闘争を行っていた民族主義運動団体であった。彼らにとって帽児山分館の設置は、三矢協定によって成立した朝鮮人抑圧のための日中間の協調体制がさらに強化されることを意味し、三矢協定に加えた新たな脅威であった。三矢協定が、中国を通じて行われる日本の朝鮮人に対する間接的取り締まりであるとすれば、分館設置は、朝鮮人に対する日本の直接支配体制の構築を意味したのであった。その結果、正義府を中心に南滿十数余の反日独立運動団体は日本の分館設置方針が決まるや、三月十四日、寬甸縣城内で代表者会議を開き、日本の帽児山分館設置阻止のための対策を協議し、次のような行動方針を決議した。(一)「在滿獨立団体ノ主力ヲ臨江縣付近ニ集中シ騷擾ヲ起」す、(二)「日支間ノ離間ニ努」めると同時に中国の地方官憲に接近し北京政府に圧力を加える、などであった。すなわち、日本に

対して直接対抗を図る一方、これを契機に日中間に形成されていた協調体制を阻止すると共に、分館設置という形をとった日本の西間島侵略に対し、朝中両者が提携して対応しようとしたのであった。

日本から分館設置の通告を受けた中国側は、現地において「臨江縣知事及警察署長ハ最近幹部會議ノ結果従来同地方官抱持セル伝統的排日政策ヲ加味シ愈々開館ヲ拒否スルコト決」し、官民一致して分館設置に反対するという基本方針を決定した。その一環として四月二十七日には、「帽児山商務会ニオイテ領事分館設置反対市民大会及演説会ヲ開」いた後、官民約八百名が示威行進を繰り広げると共に、分館設置の事前調査のため派遣されていた朝鮮人警部を殴打するなど猛烈な反対運動をおこした。さらに、「中国側ハ帽児山市内ニ領事館開設拒絶同盟会ヲ組織シ臨江長白撫松寬甸輯安五縣連合ノ反対運動ヲ起」し、反対運動を組織的に拡大した。とくに、これらの反対運動が官憲の主導によって行われていたのは注目すべきことである。

臨江縣知事は日本の分館設置に対する口実を根本的になくすため、「分館設置ノ如キハ越境鮮人移住者アルニ基因スルモノナリトシ之カ退去方ヲ速ニ実施スヘシ」との政策を実施した。その結果、帽児山市内居住朝鮮人十六戸が全部駆逐されたのを始め、臨江縣だけで約百七十名が退去を命ぜられた。また、こうした退去命令と並行して、分館設置が「中国ノ利権ヲ侵略ス

ルハ勿論、移住鮮人ノ自由ヲ束縛シ「鮮支人共二百害アルモ一利ナキモノ」であるとの理由をあげ、臨江縣知事は朝鮮人から「分館設置反対ノ請願書」を集めて、日本につきつけようという動きをみせ、朝鮮人を利用して日本の分館設置の名目を根本的に否定しようとした。他方、中国人地主は、朝鮮人驅逐政策を撤廃ないし延期することを縣知事と警察署長に請願していた。これは、西間島内部に形成されていた朝鮮人小作、中国人地主、そして中国政府という三者間の対立と依存の葛藤關係を如表に表しているものであった。

こうした現地での反対を背景に北京政府は、五月十三日に「帽児山地方ハ日本人在留民尙多カラス分館設立ハ傍々未タ其時期ニアラサル」との理由で、分館設置反対を正式に日本政府に通告した。中国側が日本の分館設置に反対したのは、上記の地域が条約上開放地ではないという形式的な理由の外、次のような背景が存在していた。中国にとって西間島は、一九二五年朝鮮總督府と結んだ「鴨流江ノ協定（三矢協定）ニヨリ我方（中国）ハ韓党取締」を実施している地域であり、満州の他の地域とは異なる特殊地域であるという認識があった。また、日本の「該領事館設置の目的は、鮮人の保護にあるが、朝鮮人の保護取締は支那側において之を引受けて居る」というのが中国の主張であった。つまり、中国にとって、西間島朝鮮人に対する管轄を一任された以上、日本が新たに分館を設置すること

は、三矢協定によってようやく確保した西間島朝鮮人統制の權利を失うことになり、實質的に「条約ヲ無視」するものである。さらに、分館設置に伴う日本警察の駐在は、西間島に対する中国の独占的支配体制を崩壊させる「日本ノ侵略的行為」であった。中国の分館設置反対運動が官憲の主導によって行われた所以はそこにあつたのである。

これに対して、外務省は「三矢于珍協定ハ日支間ノ条約ニ非ラサル」との方針で、三矢協定はあくまで奉天省と朝鮮總督府との間の局地的取り決めに過ぎないものと見做し、三矢協定と分館設置問題との結び付きを否定したのであった。

中国側の予想以上の反対に対して、五月五日、吉田茂奉天總領事は田中義一外相に、「強制乗込ニ依テ支那側カ止ムヲ得スシテ遂ニハ我要求ヲ承認スヘキ」と判断し、朝鮮總督府の援護のもと強制乗り込みを具申した。すなわち、武力を背景に分館設置という既成事実を作り、それを中国側をして追認させるという強硬方針であった。こうした外務省の方針に対して總督府は、「三矢協定ノ手前公然ノ援助ハ為シ難キモ出来得ル限りノ援助スヘキ」という消極的な態度を示した。その前、總督府は、外務省の警察官派遣要請に対して、現在日中間に三矢協定が存在する以上、「朝鮮警察官制服ヲ着シ居ルモノカ第一次越境援助ヲ不可トスル」との基本方針を表明していたのであつた。つまり、總督府としては、中国側の協力によって「不逞鮮

人」の取り締まりにある程度成果をあげつつある時に、警察官の越境進出で中国側を刺激し、中国側との間に形成されている協調体制を突き崩すことを懸念していたのであった。他方、中国側は、日本の強硬方針に対して「地方ニ於テハ実力ナク民衆運動ニ依リ阻止スル外ナシ」との対決姿勢をみせていた。

このような総督府の消極的な態度にも拘らず、五月二十九日、田中作分館主任など館員一行二十名は分館事務開始を宣言すると同時に、応援警察と憲兵の保護の下、帽児山に乗り込んだ。しかし、一行は中国側巡警察隊および抗議のため集結した約二千名の群衆による妨害にあい、分館事務を開始することが出来ず、結局中国側の実力によって押し返された。さらに中国側によって翌日早朝から分館の建物が破壊された。中国側の反対運動はさらに拡大し、八月二日奉天省議会在が日本の分館設置を「我が主権を侵害するものである」と決議すると共に、九日には「奉天全省商工拒日臨江設令外交後援会」を設立し、反対運動の全国的拡大を企図した。

このような中国側の抵抗に対し、日本側は中江鎮付近において約二週間に亘って軍事演習を起し、中国に対して威嚇的行動を見せつける等強硬方針を捨てなかったが、結局一九二八年六月に田中一行は安東に引き揚げ、安東領事館内で執務を開始し、遂に一九二九年八月三十一日、帽児山分館は閉鎖されてしまったのである。

以上の展開過程で見られるように、中国側の猛烈な抵抗があるにも拘らず、日本側が帽児山に分館を開設しようとした背景には次のような理由があった。第一に、若し帽児山分館設置が失敗した場合、日本としては、「今後満州地方へ領事館若ハ分館設立ノ場合ノ悪例ヲ残ス虞」があるので、「非常手段ヲ用フルモ目的貫徹ヲ期」する必要があるのである。つまり、「今回ノ帽児山開館ハ日支協約反対以来最初ノ施設ニ係」るものとして、ある意味において二十一ヶ条要求によって日本が満州に確保した権益の実現に対する実験的な意味合いを持つものであった。

第二に、日本の分館設置は、「支那側ヲ督励シテ鮮匪ノ取締ヲ励行シ」、「朝鮮国境ノ警備関係ノ活動ト相策応シテ国境ノ安寧並地方居住鮮人ノ發展ヲ図ル」という目的があった。言い換えれば、中国側に対しては三矢協定と分館設置問題の分離を主張しつつも、実質的には朝鮮人の取り締まり強化を図るといふ側面で三矢協定を補強する意味をもっていた。この二点が、分館設置問題自体は三矢協定によって成立した総督府と奉天省間の協調体制を突き崩す可能性があったにも拘らず、総督府が外務省の方針に積極的な反対を行わなかった理由であろう。

おわりに

西間島は、いち早く朝鮮人が開拓居住し、中国領のなかで一定の朝鮮人社会を形成していた。この西間島朝鮮人社会は、日

本の朝鮮侵略政策の展開と並行して、間島と共に朝鮮独立運動のための有力な根拠地を提供することになった。西間島におけるこうした傾向は、一九二〇年の日本の間島出兵で行われた軍事的弾圧によって間島地方に形成されていた民族主義運動が殆ど破壊されたため、朝鮮民族主義運動の再建という側面からさらに強化された。その結果、西間島朝鮮人社会は、日本の支配力が比較的脆弱であるということもあって、日本出兵軍の撤退直後から民族主義運動の再建の場となり、反日団体の統合等を通じて出兵以前よりさらに組織的で体系的な反日闘争を行うことになった。つまり、一九一〇年代において主に間島を中心に行われていた朝鮮の民族主義運動は、日本の出兵を契機に地域的移動が生じ、一九二〇年代に入り西間島を中心に展開されることになった。

他方、殆ど同時期に間島朝鮮人社会では、日本の出兵による軍事的弾圧の反動として、一九一〇年代の民族主義運動に代わる新たな政治運動として共産主義が台頭していたが、未だ日本に脅威を与える程の勢力には至らなかった。かくして間島と西間島との朝鮮人社会は、歴史のおよび社会的に同一の性質を有しながら、両地方における朝鮮人の政治行動は全く異なる形態をとることになった。

以上のように、西間島が、朝鮮民族主義運動の根拠地になるにつれて、日本の対西間島政策も具体化されることになった。

「西間島問題」に関する序論的研究

しかし、日本の西間島政策の形成には、同地が形式上中国の領土であり、間島と異なって合法的に進出しよう法的根拠を有していなかったという点において一定の限界があった。日本としては西間島に実質的統治力を行使している中国の協力なしでは、西間島朝鮮人に対する有効な政策を実施することは殆ど不可能であった。その結果導き出されたのが、出兵の善後策として構想された中国との協調による国境警備の強化であり、さらに外務省によって計画された領事分館設置という具体的政策であった。

しかし、国境警備強化の構想は当時、西間島問題がそれほど脅威ではなかったという背景と、越境討伐を妨げるという理由で総督府が拒否したために成立しなかった。またもう一方の分館設置構想も進展をみせなかった。日本の西間島に対する具体的政策はまだ実現には至らなかった。こうした情勢の中、西間島の反日運動は強化され、一九二四年にはそれを象徴するかのように齋藤総督狙撃事件が起こり、西間島と直接国境を接している朝鮮総督府の危機認識は一層深刻なものとなった。すなわち、西間島朝鮮人の反日運動の高揚により、従来総督府が一方的に随時行っていた越境討伐政策では、もはや西間島朝鮮人の反日運動を取り締まることは不可能であった。その結果、総督府は西間島を直接管轄している奉天省の協力を前提に、朝鮮人の取り締まりを強化する目的で、いわゆる三矢協定を締結

した。

西間島における朝鮮人の反日運動は、少なくとも中国側の事実上の黙認を前提としており、中国にとって朝鮮人の反日運動の容認が対日関係の推進に利益をもたらすという場合のみ許容されるものであった。しかし、朝鮮人の反日運動の激化に伴った日本の朝鮮人取り締まり政策の実施は、事実上中国の主権に対する侵略的行動であった。その結果、中国が主権を保全し支配体制を維持するため、日本と協力して朝鮮人を取り締まるという方針でたのが三矢協定であった。したがって、この三矢協定は西間島での朝鮮人の政治的行動を大きく規定した。さらに、中国側が三矢協定を締結したその背景には、日本の越境は中国にとって直接的な脅威であったが、西間島において少数である朝鮮人の存在は西間島の支配体制を左右しうる勢力ではなく、したがって朝鮮人の動向はそれ程脅威ではないという判断があったのである。

この協定により、総督府は西間島での朝鮮人民族運動に対する有力な防衛手段を持つことになった。その結果、「兩國官憲ニ不和ハ掃蕩サレ、朝鮮側ノ国境警備費ハ節約サレ、不逞人ノ襲撃モ激減セル」等、総督府にとって「三矢協定ハ大イニ効果ヲ挙げ」ていたのであった。

しかし、この三矢協定は日本にとって、西間島朝鮮人に対する管轄権を奉天省に委ねることになり、形式上「日本の臣民」

たる朝鮮人に対する権利を放棄したものであった。逆に中国にとっては、日本の介入―越境、領事裁判権などを排除し、西間島での合法的かつ独占的支配体制を確立することができた。言い換えれば中国は朝鮮人の保護あるいは取り締まりを名目にした日本の満州侵略を、合法的に阻止し得る手段を獲得したのであった。

こうした意味から、中国は朝鮮人を通じた日本の勢力拡大を排除する目的で、「該協定を全滿に施行せん」とする意図を持つようになり、実際、同協定は「東三省全域に亘って行いつつ」あり、満州朝鮮人に対して普遍的に施行されていた。一般に三矢協定が、満州全域に亘って適用される条約として誤解されるのは、まさにこの点であった。これに対して、日本としては満州の朝鮮人に対する支配力が制約される恐れがある同協定を、「今後東辺道ノミニ適用スル」ことを再三、中国側に確認し、可能な限り厳格に解釈していたのであった。総督府にとって三矢協定は、西間島朝鮮人の反日運動に対処しうるものでなければならなかったが、他方、三矢協定が拡大解釈され、中国に反日抵抗の口実を与えないようにする必要があるためである。つまり日本と中国は、協定で規定されている朝鮮人取り締まりの実施には一応協調しているものの、その背景にある実質的目的は必ずしも一致するものではなかったのである。

しかし、上記の中国の権利は、日本の満足しうる朝鮮人の取

り締まりが実施されてこそ保障されるものであった。そのため中国は朝鮮人に対する統制を強化したが、中国側の朝鮮人に対する弾圧は、朝鮮人の「反目感情(対日、対支―原註)を唆す」結果をもたらし、西間島における朝・中・日三者間の対立を一層促進させることになった。また中国側が、この協定を全滿へ拡大適用する意図を持ち、その上、日本の滿州侵略が一層積極的になるに従い、朝・中・日三者間の対立関係も滿州全域にわたって拡大し、激化することになるのは容易に推察できよう。その結果、三矢協定は、当時滿州における三者間の対立の構図を固定化させる決定的な要因になったのである。とくに一九二七年以降、中国側の朝鮮人に対する圧迫が本格化し、それをめぐる朝・中・日三者間の対立関係が悪化の一路を辿りつづつたのもこうした背景によるものであろう。

要するに、中国側の朝鮮人圧迫は、中国の対日抵抗の表れであって、三矢協定はその緒を与え、さらに朝鮮人の保護を名目にした日本の侵略を阻止する論理的根拠を提供したものであったといえよう。こうした意味で同協定は、日本の對滿州政策上の「明白ナル失敗」であり、締結直後から日本の軍部及び國會等において同協定の撤廢論が台頭していたのも、そこに理由があったのである。

他方、これと並行して外務省は、「本来帝國カ支那ニ於テ有スル屬人的管轄權ヲ一層嚴密周到ニ行使」することによって現地

「西間島問題」に関する序論的研究

での朝鮮人に対する直接的な支配体制を確立する目的で、西間島の帽兒山に領事分館を設置する方針を決め、その実現を積極的に推し進めた。しかし分館設置は、三矢協定によって成立した西間島朝鮮人に対する中国の独占的な支配体制に日本が容喙することを意味し、中国にとっては「条約を無視」した「日本の侵略の第一歩」として認識された。つまりこの意味で、外務省の分館設置推進は、三矢協定によって成立した朝鮮人取り締まりに関する総督府と奉天省間の協調体制を突き崩すものであった。

これに対して中国側は、三矢協定によって確立された朝鮮人に対する統制を強化し、分館設置という形をとった日本の侵略を阻止しようとした。すなわち、総督府による三矢協定の締結が、外務省の分館設置を拘束する要因になり、総督府と外務省との間において西間島朝鮮人統制の強化という政策の目的では一致が見られたものの、その実施において両者は齟齬を来したのである。

以上のような朝鮮人を基軸にした両国の関係は、中国側の充分な朝鮮人取り締まりが行われることによって保障されたのであり、その限りにおいては、日本の中国に対する一方的要求を意味している。したがって、こうした両国の関係は、もし中国側の取り締まりが徹底しない場合は、従来のような日本の出兵によって再び悪化する可能性をひめた「過渡的形態」であった

といえよう。つまり、歴史的および地理的に西間島に密接な關係を持っている朝鮮人を同地から全て排除しえない以上、日本の侵略を抑止するためには、日本の満足しうるような中国側による朝鮮人の取り締まりは不可避である。逆に中国側の朝鮮人に対する取り締まりが弛緩した時は——当時の日中間の力關係を考慮した場合——日本の侵略もまた必然的であったといえよう。なお、若し中国が朝鮮人に対する統制を過度に実施した場合も、朝鮮人の保護を口実にした日本の侵略が、充分考えられるものであらう。

この意味で西間島朝鮮人の存在は、中国にとって日本の侵略を阻止し、主権を確保するための「安全弁」となりうるものであった。日中兩國にとって、西間島における朝鮮人の存在は、取り締まりの対象としてのみ存在意義が認められ、三矢協定はそうした日・中・朝三者間の關係を象徴していたものであった。そしてこの三矢協定の締結過程は、国外での朝鮮民族運動に直接加えられた国際的外圧の構造と性格を最もよく表しているものであった。

ロシア革命以後、主に間島と西間島を中心に行われていた朝鮮民族主義運動は、間島出兵後日本が間島支配体制を一層強化したことで、西間島をその主な舞台にして展開されていた。つまり、ロシア共産主義革命と間島出兵との結果、朝鮮民族主義者にとって西間島は、海外で形成されている朝鮮人社会の中、

朝鮮本国と國境を接し効果的に反日運動を繰り広げる残された唯一の地域であった。この意味で、西間島における日中兩國の朝鮮人抑圧体制の成立は、西間島での反日運動の制約に止まるのみではなく、国外における朝鮮人民族主義運動全体を大きく弱体化させるものであったという。総督府が、西間島朝鮮人に対する支配権を放棄して、日本の対滿州政策と齟齬を来す可能性を含みながらも、三矢協定を成立させた遠因はそこにあつたということもできる。三矢協定が、日本の軍勢力を背景に滿州に対する支配体制を確立するまで、すなわち「滿州国」の成立まで、維持されたのも以上の理由からである。本秘密協定は、一九三二年十二月十二日廢止と共に公表されるのである。

註

(1) 朝鮮總督府警務局「西間島ニ於ケル不逞鮮人団体ノ状況」(大正九年十一月)「外務省記録マイトコフィルム、SP1334」(国立国会圖書館所蔵)。

(2) 朝・中西國間における西間島及び間島地方の封禁地帯説及び緩衝地帯説に関する考察は、一七〇九年康熙帝の命によつて「皇輿全覽圖」を作成するため、滿州および蒙古一帶を調査したことがあるフランスの神父 Pere Regis が書いた Geographical Observations on the Kingdom of Corea (Paris, 1735) や日本の間島臨時派出所の総務課長として間島および西間島など朝鮮と中国との間の國境接壤地域の研究に従事していた篠田治策の「白頭山定界碑」(衆浪書院、一九三八年)がある。なお、篠田治策は「白頭山定界碑」において、従来この両地方が中立地帯であったことを踏まえて間島協約が間島地方を中国の領土と認めた以上、西間島は朝鮮の領土になるのが公平であると主張している。

(3) 西間島と間島への朝鮮人移住者の中約九〇%以上は、それぞれの隣接地方である平安北道と咸鏡北道出身者で占められていたが、日韓併合以後朝鮮南部地方の移住者が増えている。そして、西間島への朝鮮人移住者の正確な統計はないが、一般に間島方面への移住者の約半数位になると推測されている。間島及び西間島における朝鮮人の出身地別人口構成および移住原因と移動推計については、滿州国軍政府顧問部編「滿州共產匪の研究」第一輯、康德三年、(五二〇、五八五頁)、村松高夫「日本帝國主義下における「滿州」への朝鮮人移動について」『三田学会雜誌』六三卷六号、参照。

(4) 西間島における朝鮮人の正確な統計はなく、調査した機関および時期によつてまちまちである。例えば一九一八年の奉天省領事館の調査によると奉天省全体における朝鮮人の数は、二七三、二九〇名である(金正柱編「朝鮮統治史料」第十卷、二三

八、二四〇頁、参照)。また一九二六年の朝鮮總督府内務局社会課の調査によると奉天省全体における朝鮮人の数は、一四八、八五二名であり、いわゆる西間島の朝鮮人は八六、二三五名に過ぎない(朝鮮總督府内務局社会課「滿州及西北利亜地方に於ける朝鮮人事情」昭和二年十月、一九一二頁、参照)。このように西間島の朝鮮人の居住者数が正確でない理由は、西間島には日本の領事館等のような現地機関がなかったため、臨時派遣員等による見込み調査しかなかったからである。また、より根本的な理由は、朝鮮人の移住地域が殆ど山奥に偏在していたので実際には調査外にあるものがかかり多かつたからである。なお註(1)の朝鮮總督府の記録によると、一九二〇年現在西間島の朝鮮人の数は約二十四万人であると記している。ここで、一般的にいえることは、滿州全体における朝鮮人の半数は間島地方に集中しており、さらに間島地方の半数程度が西間島の朝鮮人であるということである。

ここで引用した数字は、副島円照「戦前期中国在留日本人人口統計」『和歌山大学教育学部紀要・人文科学』第三三集、一九八四年と、外務省亜細亜局「支那在留本邦人及外国人人口統計表(第十八回)」(大正十四年によるもので、安東領事館、通化分館、海龍分館管内の東辺道所屬一四縣を含むもの、間島問題)『筑波法政』第十号、一九八六年、五七頁(註1)を参照された。

(5) 間島問題に関する研究は、拙稿「縣原外交における間島問題」『筑波法政』第十号、一九八六年、五七頁(註1)を参照された。

(6) 前掲「滿州共產匪の研究」第一輯、五三四頁。

(7) 牛丸潤亮「最近間島事情附露支移住鮮人発達史」朝鮮及朝鮮人社、昭和二年、一一二頁。

(8) 同右、八三頁。

(9) 例えば、鴨流江一帯の朝鮮人移住地を二十八面に区画し、江界、楚山、慈城、厚昌郡に編入させたのも、朝鮮政府の政策によるものではなく、当時の平安北道觀察使李道宰が独自の判断

で、移住民を保護するため採った措置であつた。

- (10) 間島問題の領土紛争に関する研究としては、申基碩「間島領有権に関する研究」『探究党』一九七九年(ソウル)。張存武「清代中韓邊務問題探源」『近代史研究所集刊』第二期(台湾)。野村乙二郎「明治末期清韓國境確定交渉の一考察」『わゆる間島問題に関する序論』、『政治経済史学』第八五号、一九七三年、などがある。

- (11) 前掲「最近間島事情附露支移住鮮人発達史」八四〜八五頁。中国人の西間島進出については、小野久太郎「朝鮮と満州国」朝鮮経済日報社、昭和七年、九八〜九九頁。なお、前掲「最近間島事情附露支鮮人発達史」は、西間島における朝鮮人および中国人の分布状況を「韓人は山東の移民よりも先住である上に、擔て加えて交通が便利であるといふ関係も手伝つてをるの、臨江縣下ではその戸口遙に後者を凌ぎ、多い処では七八倍にも達し、少ない処でも二三倍の割であるが、それより以南下流地方に行くにつれ、それとは反対に後者の頭数が増えて来て、安東縣下の朝鮮人は、支那人の何十分の一、何百分の一、といふほどしかをらない」と記している。

- (13) 外務省記録、3・8・6・20別冊「鴨流江右岸清國領土内在中国人(朝鮮人)ニ対スル清國官憲ノ取扱方ニ関スル交涉並朝鮮人ノ取締状況一件・吉岡副領事出張ノ件」『鴨流江右岸調査復命書(第一次)』在安東領事木村守一より小村外相宛、機密公信第三十号(明治四四年六月八日)。

- (14) 李廷玉「長白山江崗誌略」では、この問題は「安可等閑視之致日韓人無中生垂延蜚食再出間島之第二問題」と記録されている(金得統「間島領有権紛争期」清「西間島開發登臺」『白山学報』第十五号、一九七三年、参照)。

- (15) 朝鮮總督府記録「義州憲兵隊長所報・対岸清國地警備ニ関スル件」義州憲兵隊長より朝鮮駐劄憲兵隊司令官宛、憲機第二〇四六号(明治四三年十月二十三日)、(總務処政府記録保存所所

蔵、ソウル)。

- (16) 朝鮮總督府記録「清國國境關係書類3」『清國ニ移住スル朝鮮人ノ状況』平安北道警務部長より朝鮮駐劄憲兵隊司令官宛(明治四十三年十月十四日)。

- (17) 前掲註(13)、外務省記録。

- (18) 前掲註(16)、朝鮮總督府記録「鴨流江対岸状況・移住鮮人ノ地主ト小作ノ關係」義州憲兵隊長より朝鮮總督宛、朝憲機第六八六号(明治四五年五月二二日)。また船津奉天總領事は「興京及帽児山二分館設置方ニ関スル件」という報告のなかで、西間島の朝鮮人の生活状況を「多クハ農業ニ従事シ其ノ大部分ハ無資産者ニシテ支那人地主ノ下ニ小作ヲ為シ極メテ低級ナル生活ヲ營シ居レリ」と記している。(外務省記録、6・1・2・72)「在外帝國公館設置關係雜件」第二卷「興京及帽児山二分館設置方ニ関スル件」船津奉天總領事より幣原外相宛、機密公第五二二号(大正一三年十二月二日)。

こうした朝鮮人の土地所有關係は、西間島の朝鮮人が民族的統一性を保つことができた一要因でもあつたと考えられる。つまり、間島では一部朝鮮人に土地所有權が許されていたので、地主が発生し朝鮮人民族内部においても階級的分裂が起こる可能性があつたと考えられる。しかし、西間島においては全ての朝鮮人が中国人の小作人として存在していたので、民族内部における階級的分裂ないし対立關係が生じる可能性は殆どなかつたといえよう。この意味で、間島よりは西間島の朝鮮人の方が民族的統一性を保ち易かつたのであろう。西間島における民族的統一性の確保は、間島出兵後両地方を民族主義と共產主義とに分かつことになつた重要な要因として考えられる。これは本稿の対象外であるのでここでは言及しないが、将来の分析対象にした。

- (19) 西間島における小作關係については、広瀬進「間島及び東辺道地方に於ける朝鮮人の特殊性」『万鉄調査月報』第十六卷第九

号、一九三六年、参照。

なお、満州地方における土地所有権取得の關係については、愛甲勝矢「満州における私的土土地所有の成立過程」『農業総合研究』第六卷第四号、昭和二七年、参照。

(20) 金正柱編『朝鮮統治史料』第七卷、宗高書房、一九七〇年、二四四頁（以下「統治史料」と略称する）。

(21) 外務省記録、6・1・2・72「在外帝國公館設置關係雜件」

第二卷一興京及帽見山二分館設置方ニ関スル件」船津奉天總領事より弊原外相宛、機密公第五二二号大正十三年十二月二日。

(22) 姜在彦「朝鮮獨立運動の根拠地問題」『朝鮮民族運動史研究』第一号、一九八四年、十二頁。

(23) 新民会とその活動については、慎鋪廈「新民会の創建 國權恢復運動(下)」『韓國学報』第九輯、一九七七年、ソウル、参照。

(24) 新民会の西間島視察団派遣の回数及び時期については次の通りである。

回数 時 日 派遣組 視察地域

1 一九〇九年一〇月 崔明植等 西間島桓仁縣、輯安縣

2 一九一〇年九月初め 李東寧等 西間島一帯

3 一九一〇年九月 朱鎮洙等 西間島一帯

4 一九一〇年一月 李鍾祿等 西間島安東縣

5 一九一〇年二月 甘錫龍等 西間島安東縣

6 一九一〇年二月 高貞華等 出発準備中止さる

(前掲、慎鋪廈論文、一六三頁、参照)

(25) 姜徳相「現代史資料27・朝鮮3」みすず書房、一九八二年、一四一〜一七〇頁、参照（以下「朝鮮3」と略称する）。

(26) 保安法違反事件については、「朝鮮保安法違反事件(前掲)統治史料」第五卷、六二九〜六七二頁、所収および、「安岳新民会事件判決文」尹炳堯編『韓國近代史料論』(一朝閣、一九七九年、ソウル)所収。

「西間島問題」に関する序論的研究

(27) 朝鮮總督府警務局「朝鮮獨立思想運動の変遷」昭和六年、一

一〜一五頁及び九五〜一六頁。姜在彦「朝鮮の開化思想」第六章「新民会の活動と百五人事件」岩波書店、一九八〇年。および「寺内朝鮮總督府暗殺事件」前掲「統治史料」第五卷、五九三〜六二八頁、参照。

(28) 「國際連盟調査委員會報告書 (Report of The Commission of Enquiry)」外務省編『日本外交文書・満州事変別巻』昭和五六年、五六、一〇九頁。

(29) 前掲「統治史料」第九卷、三二七〜三五〇頁。

(30) 外務省記録3・8・6・20「鴨流江右岸清國領土内在中韓人(朝鮮人)ニ対スル清國官憲ノ取扱方ニ関スル交渉並朝鮮人ノ状況取締一件」機密統発第1484号(明治四三年八月十五日)。

(31) 前掲「統治史料」第九卷、三五一頁。なお韓清通商条約によると、朝鮮と清国との間には相互に治外法権が認められ、兩國人は各々自國の領事裁判権に服従することになっていた。

(32) 前掲註(13)、外務省記録。

(33) 外務省記録6・1・5・56「鴨流江上流移住朝鮮人狀況ニ関スル連絡通信者囑託一件」。

(34) 朝鮮總督府記録「清國國境關係(外事局)」鴨流江上流朝鮮人保護ニ関スル件」木部守一安東領事より小村外相宛、機密公信第二〇号(明治四十四年四月十一日)。

(35) 外務省記録、2・8・1・23「鴨流江上島嶼及江右岸清國領土内ニ於ケル韓人ノ地位問題ニ関スル日清協定一件」。

(36) 間島協約は、外務省編『日本外交年表並主要文書』上、原書房、昭和五十三年、三二四〜三二五頁。なおこの協約の正式名称は「間島に関する日清協約」である。

(37) 朝鮮總督府「在滿朝鮮同胞に対する本府の施設の概要」昭和九年、五頁。なお總督府は同年二月に總督府協定員を安東に派遣し、在任朝鮮人の教育及びその他保護事務に従事させ、朝鮮人

- 「保護」政策を積極的に実施した。
- (38) 間島における「墾民法」と「墾民教育会」については、徐宏一「北間島基督教人民族運動研究」『神學思想』第三二号、一九二一年、ソウル、参照。間島墾民会は具春先、金永学等が、一九〇七年秘密結社「延辺僑民会」を組織したことから始まり、間島朝鮮人の自治と反日運動をその主な目的としていた。そしてこの延辺僑民会は一九〇九年墾民会に、一九一二年には墾民教育会と名称を変えているが、その後も間島朝鮮人の民族主義運動の中心的役割を果たしており、さらに三・一運動後には国民会と改編され、間島において武装反日闘争の中核を成している。
- (39) 間島租借論の起源およびその背景については未だ不明である。長岡新次郎「対華二十一ヶ条要求事項の決定とその背景」『日本歴史』第一四四号、一九六〇年六月、八〇頁、北岡伸一「日本陸軍と大陸政策1906-1918年」東京大学出版会、一九七八年、一七〇頁。
- (40) 間島における「二十一ヶ条要求」をめぐる日中間の対立については、井上学「日本帝国主義と間島問題」一九一〇年代・二〇年代前半」『朝鮮史研究会論文集』第十集、一九七三年、参照。
- (41) 前掲『満洲共産匪の研究』第一輯、一五一頁。
- (42) 外務省記録マイクロフィルムU D 45「間島協約満蒙二関スル新条約ノ關係(国立国会図書館所蔵)。
- (43) この「日露逃亡犯罪人引渡条約」は、一九一一年六月一日に締結されたものである。この条約は、日露間に一般犯罪人の引渡を規定している「本条約」と政治犯の引渡を規定している「附屬秘密宣言書」とからなっている。この条約は、ロシアが長崎を中心にロシア政府に対する革命活動をしていたナロードニキの取り締まりを目的に日本側に提案したものであるが、これを契機に日本としても、日韓併合後ロシア領で展開されていた朝
- 鮮民族主義運動取り締まり策の一環として、積極的に条約の締結を進めたのである。この条約の成立によって、ロシア領における朝鮮民族主義運動は制度的に大きく制約されることになった(和田春樹「日露逃亡犯罪人引渡条約付屬秘密宣言書」『社会科学研究』第二十七巻第四号、一九七六年、及び外務省記録2・8・1・13「日露逃亡犯罪人引渡条約締結一件」参照)。
- (44) 外務省記録、B・1・0・0・J/C「間島問題調査書」。
- (45) 慶尚北道警察部「高等警察要史」昭和九年、八三頁。
- (46) 「東亜日報」、一九二〇年七月二十四日(『彦文新聞差押記事輯録』)。
- (47) 韓国国史編纂委員会編「独立運動史」第五巻、四二〇頁。
- (48) 日本軍がまだ間島を占領している一九二一年一月、吉林督軍顧問齋藤恒大佐が陸軍中央部に提出した「対間島策」は、全体として間島朝鮮人の取り締まりと治安維持等に関する間島の警備上の問題を論じた後、結論として日本にとって間島問題の価値は「日本興亡ノ問題」であると強調している(齋藤恒「対間島策」陸軍省密大日記天正十年第六冊、防衛庁戦史部所蔵)。
- (49) 民会は、主に日本の支配力が及んでいる間島地方を中心に組織されていたが、保民会は日本の支配力が及んでいない西間島で日本の保護の下、済愚教を中心に「不逞鮮人ノ侵害ニ対抗スル目的ヲ以テ」組織されていた武装組織である。一九二〇年現在西間島における保民会の会員数は約五万人に上っていたといわれていた(前掲註(1)、外務省記録「西間島ニ於ル不逞鮮人団体ノ状況」)。こうした現地における親日勢力は、三・一運動による民族運動の高揚により殆ど破壊状態に至った。その結果、日本は一九二〇年の出兵を契機にその再建を講じており具体的に、総督府の警務局によって「在外朝鮮人ニ関スル諸問題」(齋藤実文書七四九)という報告書が作成されていた。
- (50) 『朝鮮新聞』大正九年一月二十九日(国立国会図書館所蔵)。
- (51) 金正明編「朝鮮独立運動II」民族主義運動編一」原書房、

- 昭和四十二年、八五七頁。
 (52) 前掲『朝鮮4』六四頁。
 (53) 奉天省の方針については、前掲『朝鮮独立運動Ⅱ—民族主義運動編—』七八七頁、参照。
 (54) 西間島に対する捜査の状況については、前掲『朝鮮4—』六〇頁、参照。
 (55) 前掲『朝鮮独立運動Ⅱ—民族主義運動編—』八六九頁。
 (56) 『奉天会議』およびその後の経過については、前掲『朝鮮4』六四〇六七頁、参照。
 (57) 朝鮮軍司令部「間島出兵史(下)」(『統治史料』第二卷 所収) 一六一—一七二頁。
 (58) 琿春事件については、姜相徳「海外における朝鮮独立運動の発展」『東洋文化研究所紀要』第五十一冊、昭和四十五年、東尾和子「琿春事件と間島出兵」『朝鮮史研究会論文集』第十四号、一九七七年、等がある。
 (59) 衆議院議事録第四三三二一号「琿春被害民救済ニ関スル建議案」『官報号外』昭和二年三月四日。
 (60) 林正和「琿春事件の経過」『駿台史学』第十九号、昭和四一年、一〇九頁。
 (61) 外務省編『日本外交文書 大正十年第二冊』五二四頁(以下「外交」と略称する)。
 (62) 同右、五二五—五二七頁。
 (63) 同右、五三四頁。
 (64) 同右、五二八—五二九頁。
 (65) 協定文は前掲『間島出兵史』三八—三九頁にその全文が載っている。
 (66) 前掲『間島出兵史』八五—八六頁。
 (67) 間島出兵の際特に西間島討伐においては、親日武装団体である「保民会」の役割が大きかった。註(1)の文書では、一同会員(保民会)八常二不逞者二対シテ攻撃ヲ取り前記捜査班ノ主力ト

「西間島問題」に関する序論的研究

- シテ活動シ或ハ我軍隊ノ示威行軍ニ際シテ不逞者ノ捜査逮捕上多大ノ功績」ありと保民会の活動振りを記録している。なお、同文書は、西間島の反日団体が「集团的勢力ナク小部隊」であり「鮮内ニ入りテ」活動することが多く、従って「取締並掃討ノ方法ニ関シテハ自ら間島地方ト趣ヲ異ニスル」必要があることを指摘している。これは、西間島に対しては出兵による直接討伐作戦が効果がないことを示すものであり、実際間島出兵の際日本軍が西間島で間島のような集中的討伐作戦を展開せず、行軍を行った理由を説明するものであった。つまり、そういう方法がより効果的であったのである。こうした方針は、総督府が出兵による直接討伐ではなく三矢協定締結で間接的に西間島朝鮮人を取り締まろうとしたことと同様の論理である。
 (69) 前掲『外交』五三一頁。
 (70) 間島出兵の「日本陰謀説」については、姜徳相「海外における朝鮮独立運動の発展」(『東洋文化研究所紀要』第五十一冊)が代表的であるが、この姜氏の主張に対する反論としては佐々木春隆「琿春事件」考(上)、(中)、(下)(『防衛大学紀要』第三九、四〇、四一号)がある。姜氏の論文は、間島出兵の契機になった琿春領事館の襲撃に関する陰謀の分析が中心になっているが、それに対する決定的史料が発見されない限りその当否の証明は、困難であると主張するのが佐々木氏の論文である。しかし、琿春領事館の襲撃自体だけではなく、その後行った日本側の行動と結果などをも、間島出兵が日本の陰謀によるものであったことは否定できないであろう。
 (71) 前掲『外交』五二七—五四〇頁。
 (72) 頭道溝事件の経過とその後日本側が採った間島への警察の増強については、朝鮮総督府警務局「高等警察関係年表」昭和五年、九七—九八頁、および前掲『統治史料』第七卷、二四六—二五六頁。
 (74) この時の間島における民会の状況については、斎藤実文書九

- 二四「在滿州保民会及朝鮮人會調査表」参照。なお、総督府の調査によると、一九二四年現在間島で民会に加入している朝鮮人は、約三十万人であると推定されているが、これが事実であるとなれば間島朝鮮人全人口の約七〇%を占めていることになる(菊池愛二「北間島の學校及び団体一覽」朝鮮總督府「朝鮮」第一〇八号、一九二四年、一五四頁)。
- (75) 前掲「間島出兵史」、二七五頁。
- (76) 前掲「間島出兵史」、三二五〜三二六頁。
- (77) 前掲「間島出兵史」、三二六〜三二七頁。
- (78) 中韓互助社とは、一九二〇年上海で朝鮮人金奎植と中国人吳山が中心になつて組織した朝・中両国人連合の反日団体である。この団体は、中国の各地に支部を設置して反日運動を展開し、さらに孫文政府から援助を得ていたといわれているが、その具体的活動及び勢力範囲等の詳細についてはあまり知られていない。(前掲「統治史料」第七卷、三〇一〜三〇三頁)。
- (79) 秋憲樹「一九二〇年代在滿韓人애대환中・日의政策」『三・一運動六〇週記念論文集』東亞日報社、一九七九年、ソウル、五八七頁。
- (80) 同右論文、五八七〜五八九頁。
- (81) この弁法の全文は、前掲の林正和「環春事件の経過」に掲載されている。
- (82) 前掲「統治史料」第八卷、七四八頁。
- (83) 佐々木春隆「朝鮮戦争の歴史として韓国独立運動の研究」国書刊行会、昭和六〇年、五三〇〜五三二頁。
- (84) 尹炳奭「参議・正義・新民府の成立過程」『白山学報』第九号、一九六九年、参照。
- (85) 中載洪「自由市慘害에 對하의」『白山学報』第十四号、一九七三年六月、参照。
- (86) 前掲「統治史料」第七卷、六七頁。
- (87) 統議府の成立について朝鮮軍参謀部「朝特報第二六号(大正十一年)」は、次のように報告している。「八月下旬桓仁縣に各団体の代表者五十余名会合し協議の結果『大韓國統軍府』(又は統義府)なる名称の下に西間島方面の各団体を統一することを決議し且上海仮政府の命令に服従するの申合をなせり(金正明編『明治百年史叢書・朝鮮獨立運動』、共産主義運動編、原書房、昭和四二年、三五頁)以下「獨立運動」と略称する)。
- また、朝鮮總督府警務局「大正十一年朝鮮治安状況(國外)」は、「目下西間島に在る不逞団は上述の如く概ね統義府に統一せられたる」と報告し、西間島における反日団体の統一に対する警戒心を示している。(前掲「統治史料」第七卷、七〇頁)。
- (88) 外務省記録、「外務省警察史・滿州ノ部・在通化分館」六五二八〜六五三六頁、参照。
- (89) 註(84)、参照。
- (90) 参議府の勢力およびその活動状況については、慶尙北道警察部「高等警察要史」昭和九年、一一二〜一二六頁、参照。
- (91) 前掲「統治史料」第七卷、二六七〜二七六頁。
- (92) 同右、二九六〜二九七頁。
- (93) 同右、四七三〜四七四頁。なお、鴨綠江方面には国境警備のため、警察署十三箇所、駐在所一二六箇所が設置されていた(京城新聞「大正十二年一月十六日」)。
- (94) 外務省記録「外務省警察史・滿州ノ部・在海龍分館」五五一一八〜五五一九頁。
- (95) 前掲「獨立運動」、七四頁。
- (96) 朝鮮總督府「施政二十五年度」昭和十年、三三五頁。
- (97) 朝鮮軍司令部「不逞鮮人ニ関スル基礎的研究」大正十三年(朴慶植編『朝鮮問題資料叢書第六卷・一九二〇〜三〇年代民族運動』アジア問題研究所、一九八二年、所収、一六頁)。
- (98) 前掲「統治史料」第七卷、六七頁。
- (99) 前掲「施政二十五年度」、三三五頁。

(87) 統議府の成立について朝鮮軍参謀部「朝特報第二六号(大正

- (100) 前掲『統治史料』第七巻、二九七頁。
- (101) 前掲『統治史料』第八巻、八六七頁。
- (102) 前掲『滿州共產匪の研究』、五九三頁。同書は、間島の共產主義運動の発生を、主に間島への資本主義の浸透、そして朝鮮人と中国人の間に形成されていた小作と地主の關係からくる階級的、民族的葛藤等によるものであると分析している。ちなみに、間島出兵後間島では、全般的傾向として、共產主義の台頭が顕著であったが、他方具春善らによる民族主義運動の再建運動も行われていた。
- (103) 前掲『独立運動』、二五〇～二五五頁。
- (104) この「在滿州朝鮮關係領事館打合せ議の議事録は、前掲『統治史料』第八巻、に全部収録されている(五六三～九一七頁)。
- (105) 朝鮮總督府記録(記録第五二号)、「臨江縣ニ領事分館設置ニ關シ稟申ノ件」西沢義徴より伊集院外相宛、機密第一二二二号(大正十二年十二月二十八日)。
- (106) 前掲『統治史料』第九巻、五九〇～五九一頁。
- (107) 朝鮮軍司令部「鮮滿國境警備問題ニ關シ日支兩國關係者会同ノ情況」大正十年六月(陸軍省密大日記)大正十四年第一冊、防衛庁戦史部所蔵。
- (108) 前掲『独立運動』、八五～八六頁。
- (109) 總督狙撃事件と中国側の措置については、朝鮮總督府記録「總督狙撃事件ニ關スル件(現地報告)」、「總督狙撃事件ニ關スル件(新聞記事)」、「東辺道尹管内視察ニ關スル件」(前掲『統治史料』第九巻、五九六～六二二頁に所収)。
- (110) 前掲『統治史料』第九巻、五九七頁。
- (111) 『東京日日新聞』一九二四年五月二十一日。
- (112) 前掲『統治史料』、六一～六一二頁。
- (113) 本節と次節における臨江縣帽児山領事分館設置に関する記述は、註記のない限り、次の史料による。外務省記録、M・1・1。
- (114) 3・0・2・1-1「在支帝國公館關係雜件・帽児山分館關係」。外務省記録 6・1・2・72「在外帝國公館設置關係雜件第二巻、船津奉天總領事より幣原外相宛、機密第五二二二号(大正十三年十二月二日)。
- (115) 帽児山を中心として日本と中国の間には、一九二三年十四万円、一九二四年十六万円、一九二五年十七万円程度の貿易が行われていた。
- (116) 本文の船津報告「分館新設理由」では、分館設置に際して警部一名、警部補一名、巡查十名を要求しており、なお設置される巡查はなるべく朝鮮語と中国語に通ずるものを充てる必要があるとしている。
- (117) 「奉直問題ニ關スル朝鮮總督府ノ態度」赤井春海朝鮮軍參謀長より津野一輔陸軍次官宛、朝特報第九〇号(大正十三年九月十七日)(陸軍省密大日記)大正十四年第一冊)。
- (118) 前掲註(84)、参照。
- (119) 朝鮮總督府警務局「秘・在外不逞鮮人ノ概況」大正十四年五月(日本外務省記録マイクロフィルム、S P 154「国立国会図書館所蔵」、二七頁)。
- (120) 汀原鉦「日帝對滿國境警備一考」『李煊根古希論文集』一九七四年、ソウル、二四七～二四八頁、参照。
- (121) 前掲註(119)、外務省記録、九一～九二頁(在滿不逞団体一覧表)。
- (122) 實際日本は、非公式に臨江、輯安、興京等に總督府の私服警察を駐在させており、長白の采木公司には日本人を保護するとの名目で憲兵が駐在していた。こうした日本警察官の違法的駐在そして越境により、日中間にはしばしば衝突がおこり、一九一七年八月二十五日には日本の憲兵が中国側によつて殺害され、また一九二三年には中江鎮守備隊用彈薬が中国側によつて差押られるという事件が起こっていた(外務省記録6・1・2・2)。

72在外帝国公館設置関係案件 第二卷「帽児山及興京分館設置方ニ関スル件」 船津奉天総領事より弊原外相宛 機密公第五二一号(大正十三年十一月二日)。

(123) 前掲註(119)、外務省記録、二五頁。

(124) 三矢協定締結直前の日本側の打合せ会議および中国側との協議の進行過程については、次の史料による。朝鮮軍司令部「鮮満国境警備問題ニ関シ日支両国関係者会同ノ情况」大正十四年六月(陸軍省密大日記) 大正十四年、第一冊。

(125) 三矢協定の全文は「日本外交年表並主要文書」上、に「不逞鮮人取締施行細則」の全文は朝鮮軍司令部「陸軍ニ関係スル現行条約」一九三一年に、それぞれ所収されている。なお、この協定および施行細則で、中国文にはその取り締まり対象を「韓党」と表現されているが、日本文には「不逞鮮人」と書かれていて、両国の反日朝鮮人に対する立場を微妙に表している。また、施行細則には、その施行地域を「奉天省東辺道」と限定している。

(126) 満鉄調査部編『在満鮮農ノ移住人植過程ト水田経営形態(前編)』昭和十六年、二五二頁。また、三矢協定は中国側に朝鮮人に対する政治的圧迫の口実を与えたのみでなく、経済的な面においても多くの不利益をもたらした。西岡島朝鮮人の地位は、以前より著しく不利になった。例えば、「加フルニ支那側ハ三矢協定ニ対スル自己面ヲ上ヨリ『管理雇傭僱種田弁法』ヲ制定シ、鮮人ノ小作契約締結ヲ禁ジ、雇傭契約ヲ強制シ、水田耕作以外ノ営業ヲ禁ジ、被雇傭鮮人ノ不法行為ハ雇主ノ責任ト為ス等ヲ規定セリ。之ヲ要スルニ大正十四年度ノ鮮農圧迫ハ三矢協定ノ結果ト謂フとしている」(二二六頁)。

(127) 斎藤実文書「朝鮮警察関係一覽表」(国立国会図書館所蔵)。
(128) 外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編「日本外交史辞典」昭和五四年、九二一頁。

(129) 前掲註(104)、外務省記録「領事館分館設置ノ件」西沢安東領事より木村亜細亜局長宛(大正十五年一月三〇日)。

これに関してリットン報告書は「右(三矢協定)ヲ以テ日本側ガ『不良』ニシテ且朝鮮ニ於ル日本ノ地位ニ対スル脅威ナリト目スル朝鮮人ノ行動ハ支那側官憲ニ於テモ之ガ抑圧ヲ快諾シタルコトヲ証拠ト為シ」と記している(前掲「国際連盟調査委員会報告書」、一一八頁)。奉天省は三矢協定を根拠に、朝鮮人の部落に対して清郷即十家連座制を利用して十家長百家千家長を任命し、「不逞鮮人」の取り締まりおよび税金取り立ての職務を勤めさせるなど朝鮮人に対する統制を徹底し、日本官憲の干渉を避けようとする措置をとった。従って、西岡島は満州の他のより中国の朝鮮人統制が最も強化された地域であった(外務省通商局「人口問題ヲ基調トシテ・滿蒙拓殖策ノ研究」昭和二年、三五五頁)。

(130) 朝鮮總督府警務局(高等警察資料)『在満鮮人ト支那官憲附滿州ニ於ケル排日運動』昭和五年、七一八頁および一四頁。

(131) 一支那官憲の在満鮮人圧迫問題に関する原因と之の対抗策並に反動運動に就いての考察」『調査時報』第八卷第二号、昭和三年二月号、三三頁。

(132) 「臨江領事分館設置反対運動と其の経緯」『調査時報』第七卷第九号、昭和二年九月号、四二頁。

(133) 前掲『在満鮮農ノ移住人植過程ト水田経営状態(前編)』二五頁。

(134) 前掲「支那官憲の在満鮮人圧迫問題に関する原因と之が対抗策並に反動運動に就いての考察」、三三頁。

(135) 例えば、東亜経済調査局「間島問題の経緯」昭和六年、は三矢協定が間島に及ぼした影響を次のように記している。「特に大正十四年に於ける不逞鮮人取締の支那側委任を協定せる所謂三矢協定(・・・奉天省東辺道を施行区域として、不逞鮮人の取

経方を奉天側に委任せるものである。奉天側は之を以て、日本が鮮人に対して治外法権を放棄せるものと見做し、不逞鮮人取締に藉口して盛に鮮農圧迫の具に用ふるに至った)の成立が、間接に間島地方支那官憲を使喚するに至ったことは否定し得ざる事実である」(二二頁)。

(136) 朝鮮総督府記録、外事課記録第五五号「大正十五年露支国境」
「国境警備取締協定ニ関スル件」、内山清奉天総領事代理より湯浅倉平朝鮮総督府政務総監宛、朝第七号(大正十五年三月十七日)。

(137) 註(112)、参照。

(138) 「リットン報告附属書」国際連盟協会、昭和八年、七七二頁。

(139) 大日本帝國議会議刊行会編「大日本帝國議会議第十七卷」昭和五年、九九五頁、参照。三矢協定締結の翌年、いち早く第十二回衆議院において彼らは、岡本実太郎以下四六名が提出した、「滿蒙開発に関する建議案」の中で、三矢協定が日本の滿蒙開發政策を妨げているとの理由でその撤廃を主張していた。

(140) 外務省記録、註(10)、「帽児山開館ニ関スル件」田中作理副領事より岡田謙一安東領事宛、機密公領第一号(昭和十四年三月十四日)。

(141) 前掲「臨江縣分館設置反対運動と其の経緯」、四二頁。

(142) 朝鮮人反日団体の朝鮮進攻が特に一九二七年に入つて急激に減少しているのは(一九二五年二七〇回、二六年六九回、二七年十六回)、中国側の朝鮮人取り締まり状況を如実に表すものである(註(128)、参照)。

(143) 例えば、一九二八年五月二十五日、鴨流江対岸の馬族討伐の名目で、中村少将の率いる一個旅団規模の朝鮮軍が、西間島を侵略したのはその一例であろう(中江鎮事件と朝鮮軍の越境討伐)「調査時報」、第八卷六号、一九二八年六月号、参照。こうした日本の行動は、当時の日本の中国侵略の一断面を浮彫りに

している。
「後記」この論文の作成に当っては、白井勝美教授の助言を得た。
記して謝意を表す。